

淀川上流地域森林計画書

(淀川上流森林計画区)

京都市・向日市・長岡京市・大山崎町・宇治市
城陽市・八幡市・京田辺市・木津川市・久御山町
井手町・宇治田原町・笠置町・和束町
精華町・南山城村・亀岡市・南丹市

計画期間 自 令和5年4月1日
至 令和15年3月31日

計画決定 令和4年12月28日

(ただし、この計画書の効力は、令和5年4月1日から生じることとする。)

京都府

淀川上流地域森林計画区 <位置図>



目 次

I	計画の大綱	
1	森林計画区の概況	1
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	4
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	7
II	計画事項	
第1	計画の対象とする森林の区域	9
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
2	その他必要な事項	14
第3	森林の整備に関する事項	15
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	15
2	造林に関する事項	18
3	間伐及び保育に関する事項	23
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	26
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	30
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化 その他森林施業の合理化に関する事項	33
第4	森林の保全に関する事項	36
1	森林の土地の保全に関する事項	36
2	保安施設に関する事項	39
3	鳥獣害の防止に関する事項	40
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	41
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	43
第6	計画量等	45
第7	その他必要な事項	52
別表1	（開設及び拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等）	53
別表2	（制限林の施業方法：保安林関係）	59
〃	（ 〃 ；保安林関係以外）	66
III	（附）参考資料	75

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 概況

ア 位置

淀川上流森林計画区は、京都府の中部から南部に位置し、京都市左京区を起点とする桂川、琵琶湖から流入する宇治川及び滋賀・三重両県から流入する木津川の各流域に属し、10市7町1村で構成されており、北は由良川森林計画区に、東は滋賀県に、南は奈良県・三重県に、西は大阪府・兵庫県に接しています。

なお、当計画区は、全国森林計画の計画単位である淀川広域流域に含まれています。

イ 地形

当計画区の北部に位置する南丹地域から京都市北部にかけて（以下「北部地域」という。）は、丹波山地の700m前後の急峻な山地となっていますが、北山林業に代表される磨丸太生産地を含む府内有数の木材生産地域となっています。平地は桂川沿いに亀岡盆地等がわずかに見られる程度です。

計画区の中部に位置する京都市中部から、乙訓地域にかけて（以下「中部地域」という。）は、桂川流域に属する京都盆地が広がり、なだらかな山々が連なる周囲の自然風景は様々な形で保全されています。

計画区の南部に位置する山城地域（以下「南部地域」という。）は、木津川の河谷の両側に、河岸段丘による平地や丘陵地形が広がり、滋賀県・奈良県・三重県境には、信楽山地・笠置山地が広がっています。

ウ 地質・土壌

地質は、北部地域から中部地域にかけては、古生界秩父層群及び中・古生界丹波層群からなり、頁岩、粘板岩を主とし、砂岩、チャートが広く分布しています。桂川の周辺には一部沖積層及び段丘堆積層が見られ、亀岡市には新洪積層が僅かに点在しています。

また、亀岡市千代川町及び同西別院町では花崗岩が見られ、同畑野町には流紋岩が分布しており、るり溪の景勝を形成しています。

中部地域から南部地域の平地部では、沖積層が発達しており、山地は主として花崗岩、ホルンフェルスからなり、宇治市から宇治田原町にかけては、泥質岩、砂岩、チャート互層が見られます。

土壌は、褐色森林土のBB、BD(d)、BD型土壌が大部分ですが、南部地域

には洪積層が広がり、また、南部地域の一部の花崗岩地帯には未熟土壌が分布しています。

(2) 面積 (R4.4.1 現在)

総土地面積	222,284ha
森林面積	157,970ha
うち民有林面積	155,293ha (計画対象面積 154,325ha)

(3) 人口 (令和2年国勢調査)

2,254,425 人 (府総人口の 87.4%)

(4) 産業 (令和2年国勢調査)

産業別就労者及び構成割合

第一次産業	15.9 千人 (1%)
第二次産業	248.5 千人 (22%)
第三次産業	881.6 千人 (77%)
合計	1,146.0 千人 (100%)

(5) 気候

平年平均気温	16.2°C
年間降水量	1,522.9mm
最深積雪量	4.0cm

(京都地方気象台 令和3年年報 京都)

(6) 森林組合

森林所有者の共同組織である森林組合は、令和2年度末現在で、14森林組合があり、組合員数11,045人、出資金373,448千円、組合員所有森林面積106,339ha(計画対象面積の69%)となっています。

また、入会林野の整備と林野の高度利用等の目的で設立された生産森林組合は、43組合が活動しており、組合員数は2,534人となっています。

(7) 林業労働

年間30日以上林業労働に従事した者は、令和2年度末で287人であり、うち39歳以下の林業従事者は85人で30%、50歳以上は143人で50%となっています。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(前計画：平成30年度から令和4年度)

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：千 m³

計画			実行			実行歩合		
総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐
641	288	353	541	152	389	84%	53%	110%

主伐については、木材価格の低迷等を背景に、林業労働力の不足、主伐後の再造林費用が確保できないことなどにより、計画量を下回りました。

間伐については、対象となる林分の高齢級化などによる伐採材積の増加により計画量を達成しました。

(2) 間伐面積

単位：ha

計画	実行	実行歩合
7,990	5,390	67%

間伐面積については、切捨間伐から利用間伐へのシフトによるコストの増加や林業労働力の不足などにより、計画量を下回りました。

(3) 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位：ha

計画			実行			実行歩合		
総数	人工造林	天然更新	総数	人工造林	天然更新	総数	人工造林	天然更新
1,367	1,300	67	462	271	191	34%	21%	285%

人工造林面積は、木材価格の低迷により主伐が控えられたことや、再造林費用が確保できなかったことから計画量を大きく下回りました。一方で、天然更新面積は計画量を上回りました。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 開設、舗装(延長: km) / 改良(路線数: 箇所)

	計画	実行	実行歩合
開設	71	0	0%
舗装	111	1	1%
改良	55	45	82%

林道については、計画期間内における、予算上の制約、地元負担や実施適期の再検討等もあり、実行量は計画量を大きく下回りました。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の指定又は解除の面積

単位: ha

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	845	314	37%	33	5	15%
水源涵養保安林 ^{かん}	568	107	19%	5	1	20%
災害防備保安林	261	207	79%	26	2	8%
保健風致保安林	16	-	0%	2	2	100%

指定については、水源涵養保安林^{かん}は、計画量を大きく下回ったものの、災害防備保安林は、計画量を概ね達成しました。

解除については、土地の所有者の特定が困難であったため、計画量を大きく下回りました。

イ 保安施設地区の面積

計画事項なし

ウ 治山事業の数量

単位：地区

治山事業施行地区数		
計画	実行	実行歩合
44	89	202%

計画的な事業の取組により、計画量を達成しました。

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

計画事項なし

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、林産物の供給、水源の涵養^{かん}、国土保全及び生物多様性の保全等の機能を発揮することを通して、安全で豊かな府民の生活と深く結びついてきました。さらに近年は、森林の二酸化炭素吸収による地球温暖化防止機能や、森林の保健、文化及び教育的利用等への期待が高まるなど府民の森林に対する要請は多様化しています。

淀川上流森林計画区は、総土地面積に占める森林面積の割合が、71%（府全体74%）、人工林率は38%となっています。また、森林資源の齢級構成は人工林で11から14齢級（51から70年生）、天然林で13から15齢級（61から75年生）に分布が集中しており、資源の多くが利用期に達しています。一方で、若齢林の割合が低く、森林資源の齢級構成の偏りが著しいことから、森林資源の適切な利用と更新による齢級構成の平準化が課題となっています。

あわせて、当森林計画区内において、近年、豪雨災害が多発していることから、保安林制度の適切な運用、治山事業による山地災害の防止対策等により、森林の水源涵養^{かん}及び国土保全機能を高度に発揮させ、府民の安心・安全な暮らしを守ることが重要です。

こうしたことから、京都府では令和元年10月に「京都府森林利用保全指針」を策定し、安心・安全や森林の生物多様性の保全、持続的な森林資源の育成、府民協働による森林づくりの視点で、森林の利用保全の取組を進めることとしています。

さらには、令和元年度から始まった森林経営管理制度により林業経営に適した森林は、市町村が主体となって集積・集約化を図り林業事業者が整備を行い、また、経営に適さない森林は、公益的機能の発揮のための間伐や広葉樹の植栽などを進めることとしています。

また、令和4年4月には「京都府府内産木材の利用等の促進に関する条例（京都府条例第16号）」が施行され、本条例に基づき、府内産木材の利用等に関する取組を総合的に推進することにより、森林資源の循環利用を進め、林業・木材産業などの更なる発展、森林の公益的機能の持続的発揮に努めていくこととします。

当地域森林計画は、当該指針や制度などの取組も勘案しながら樹立することとし、計画実行のための施策を展開していきます。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○ 市町村別面積

単位：ha

区 分		面 積	備 考
振興局等	市町村		
京都林務 事務所	京都市	59,205	<p>1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とします。</p> <p>2 地域森林計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地開発行為の許可、同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出、また同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。</p> <p>3 森林計画図の縦覧場所は、京都府農林水産部森の保全推進課、京都府京都林務事務所及び関係京都府広域振興局とします。</p>
	向日市	90	
	長岡京市	779	
	大山崎町	182	
山城広域 振興局	宇治市	3,301	
	城陽市	802	
	八幡市	126	
	京田辺市	1,090	
	木津川市	2,945	
	久御山町	20	
	井手町	873	
	宇治田原町	4,356	
	笠置町	1,879	
	和束町	4,926	
	精華町	321	
南丹広域 振興局	南山城村	4,609	
	南丹市	53,712	
総数		154,325	

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保に努めます。なお、森林の有する機能ごとの対象、望ましい姿、森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定めます。

○森林の有する機能：水源涵養^{かん}機能

対象とすべき森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺に存する森林
望ましい森林の姿	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林
森林整備及び保全の基本方針	<p>洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育及び間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る施業を推進する。</p> <p>また、自然条件や府民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養^{かん}の機能が十分発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>

○森林の有する機能：山地災害防止機能／土壌保全機能

<p>対象とすべき森林</p>	<p>山腹崩壊等により人命又は人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林</p>
<p>望ましい森林の姿</p>	<p>下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林</p>
<p>森林整備及び保全の基本方針</p>	<p>地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。 また、自然条件や府民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、治山施設の設定を推進する。</p>

○森林の有する機能：快適環境形成機能

<p>対象とすべき森林</p>	<p>日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林</p>
<p>望ましい森林の姿</p>	<p>樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林</p>
<p>森林整備及び保全の基本方針</p>	<p>風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育、間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</p>

○森林の有する機能：保健・レクリエーション機能

対象とすべき森林	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、府民の保健・教育的利用等に適した森林</p>
望ましい森林の姿	<p>身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、府民に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林</p>
森林整備及び保全の基本方針	<p>府民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じて広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>

○森林の有する機能：文化機能

対象とすべき森林	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林</p>
望ましい森林の姿	<p>史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林</p>
森林整備及び保全の基本方針	<p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>

○森林の有する機能：生物多様性保全機能

対象とすべき森林	全ての森林
望ましい森林の姿	<p>時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置された森林</p> <p>また、特に原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林や陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林</p>
森林整備及び保全の基本方針	<p>森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>

○森林の有する機能：木材等生産機能

対象とすべき森林	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林
望ましい森林の姿	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林
森林整備及び保全の基本方針	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林や針広混交林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等により、次のように望ましい森林資源の状態を定めます。

単位：面積 ha

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	58,782	58,715
	育成複層林	4,324	4,373
	天然生林	87,495	87,128
	総計	150,602	150,216
森林蓄積 (m ³ /ha)		263	288

注 現況 R4.4.1、計画期末 R15.3.31

面積の合計には竹林、無立木地は含まれない。

[用語の解説]

育成林	植栽の有無にかかわらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林
育成単層林	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林
育成複層林	森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林
天然生林	主として天然力の活用により成立・維持する森林

2 その他必要な事項

計画事項なし

第3 森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画において定められる伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する指針については、次のとおりとします。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、伐採を行う際の規範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。

主伐については、更新を伴う皆伐又は択伐によるものとし、森林の多面的機能の維持増進を図るために、自然条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成などを勘案するとともに、伐採跡地が連続することのないよう配慮し、特に天然更新による場合は、稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を勘案して伐採を行い、特に自然環境が劣悪で、更新を確保するための伐採方法を特定する必要がある森林においては、適確な更新に配慮した択伐等の伐採方法を選択することとします。

さらに、林地の保全、山地災害等の防止及び生物多様性の保護の観点から、主伐等の実施に当たっては、保護樹帯の設置に努めるとともに、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な樹洞木や枯死木、また目的樹種以外の樹種であっても、目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとし、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて、現地に適した方法によることとします。

加えて、放置されている人工林、竹林及び里山林については、健全な森林として維持するために、府民や企業の参画も得て、適切な森林整備を行うこととします。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、自然的条件及び森林の有する多面的機能の維持増進のため、1箇所当たりの伐採の規模及び配置に配慮するとともに、適確な更新を図ることとします。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、単木、帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものとします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進のため、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとします。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢とは、地域の標準的な主伐時期として、森林施業の指標、制限林の伐採規制等に用いられるものです。伐採の対象となる立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではありません。

市町村内の主要樹種ごとに下表に示す林齢を基準として、平均成長量が最大となる林齢、森林が持つ公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を考慮して定めることとします。

[基準]

樹種	スギ	丸太仕立スギ	ヒノキ	アカマツ	その他針葉樹	広葉樹
林齢	40年	15年	45年	40年	40年	15年

(3) その他必要な事項

木材の生産を目標とする人工林における、主伐時期の目安は、下表のとおりとします。

樹 種	生産目標	仕立方法	期待径級	主伐時期の目安
スギ	磨丸太	密仕立	15~20	15~25
	一般用材	密中仕立	20~30	40~60
	建築用材	中仕立	30~	80
ヒノキ	一般用材	密中仕立	20~30	45~65
	建築用材	中仕立	30~	85
マツ	一般用材	密仕立	20~30	40~60
	建築用材	疎仕立	30~	80

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画において定められる造林に関する事項については、市町村内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を考慮し、造林を行う際の規範として定めることとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

適地適木を原則として、スギ、ヒノキ、アカマツを主体に自然条件や地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等も考慮して定めることとします。

なお、市町村森林整備計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

また、更新に当たっては、エリートツリーなどの成長にすぐれた苗木の植栽、花粉の少ない森林への転換を図るための花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の適確な更新を図るため、自然条件や既往の造林方法等を勘案して人工造林の標準的な方法を定めることとします。

また、多様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数の適用を促すことを基本として標準的な植栽本数についても定めるとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入などについても努めていくこととします。

(ア) 植栽本数

主要樹種別の標準的な植栽本数は、下表を基礎とし、地域の一般的な植栽本数を考慮して、仕立ての方法別に定めることとします。

なお、活着率や初期成長のすぐれたコンテナ苗や成長のすぐれたエリートツリーなどを活用する場合などにおいては、低密度植栽（植栽本数 1,500 本/ha 程度）を推進することとします。

樹種	仕立方法	植栽本数（本/ha）	備考
スギ	密仕立	4,000	植栽本数は、地位・生産目標・気象等で調整します。
	中仕立	3,000	
	疎仕立	2,000	
ヒノキ	密仕立	4,000	
	中仕立	3,000	
	疎仕立	2,000	
アカマツ	密仕立	5,000	
	疎仕立	3,000	
クヌギ コナラ類	密仕立	5,000	
	疎仕立	3,000	

(イ) 施業方法に関する指針

a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障にならないように整理し、林地の保全に配慮することとします。

b 植え付け方法

気候その他の立地条件及び地域の一般的な植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付けることとします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

皆伐による伐採を行う場合において、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内を基準に期間を定めることとします。

また、択伐による伐採を行う場合、伐採跡地の更新を完了すべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えないこととします。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によって適確な更新が図られる森林において行い、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

更新対象とする樹種は、針葉樹及びブナ、カシ類、ナラ類、サワグルミ、ミズメ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クスノキ、サクラ類、カエデ類とします。また、芽かきやかき起こし等の更新補助作業をすべき樹種として、アカマツ、クヌギ、コナラ等を主体とすることとします。

市町村森林整備計画で定める樹種以外の樹種を更新対象としようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種及び作業を選択することとします。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の方法は、天然下種更新及びぼう芽更新とします。

ぼう芽更新を行う場合は、必要に応じ芽かき、植え込み等を実施することとします。ササや腐植層の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは、かき起こしを行うことや、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植え込みを行うこととします。

なお、天然更新候補地では、立木度をもって天然更新の完了を判断することとします。立木度とは、現在の林分の本数と、当該林分の林齢に相当する期待成立本数との対比を十分率で表したものであり、5年生の更新樹種の期待成立本数を1ha当たり10,000本と定めます。

天然更新を完了すべき期間内に、更新予定木の稚樹が林床植生に比べ樹高が高く、また対象樹種が立木度3以上となった段階をもって、更新完了とします。

$$\text{※立木度(十分率)} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$$

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

天然更新を行う場合には、伐採の一定期間（伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間とする。）の後に、原則として標準地調査により、更新状況の確認を行うこととします。

なお、確認後更新が完了していない場合には、確実な更新を図るよう森林所有者等を指導することとします。

択伐後の針葉樹の天然下種更新等、更新樹種が特定されており、施業体系等に基づく保育等の実施が確実な場合、2年を目安として期間を定めることとします。

なお、この他の天然更新に関する具体的な基準は、京都府天然更新完了基準によることとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然力の活用によっては更新が期待できない森林については、人工植栽により造林を行うこととし、市町村森林整備計画において基準及び区域を定めることとします。

(4) その他必要な事項

ア 農山村地域の振興と地域住民の安心、安全の向上を図るよう、森林資源の内容をより充実したものとしていくため、さらに積極的な指導の下に多様な森林施業の展開を進めるとともに、都市住民の森林に対する多様化、高度化する要請に応えられるよう森林の整備を行うこととします。

イ シイタケ生産の産地化を目指している地域にあっては、シイタケ原木の確保を図るため、クヌギ・コナラ林の造成及び更新の指導を図ることとします。

- ウ マツタケの増産を目指している地域については、積極的にアカマツ林のマツタケ発生環境整備を促進することとします。

3 間伐及び保育に関する事項

間伐とは、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行うもので、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有した林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に配慮することとします。

なお、市町村森林整備計画において定められる間伐及び保育に関する事項における指針は、次のとおりとします。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、林業普及指導員による地域の実状に応じた間伐方法を考慮した判断も交え、立木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法、その他必要な事項を定めることとします。

なお、ヒノキの間伐率は、スギに比べて弱度とします。

樹種	生産目標	間伐時期(年)						備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	建築用材	14～18	19～23	24～30	31～38	40～47	55～60	
	一般用材	14～18	19～23	24～28	29～32	—	—	
ヒノキ	建築用材	21～25	26～30	31～36	40～46	54～58	—	
	一般用材	15～18	21～25	26～30	31～35	—	—	
アカマツ	建築用材	14～17	23～26	40～50	—	—	—	
	一般用材							

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、地域における森林の立木の育成の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、林業普及指導員による地域の実状に応じた保育方法を考慮した判断も交え、時期、回数、作業方法その他必要な事項等を定めることとします。

用途	保育の種類	樹種	実施年齢・回数									
			1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回
建築用材	下刈	スギ	1	2	3	4	5	6	7			
	除伐		8~12									
	枝打		8~12	14~18	19~23	24~32						
雪起	1		2	3	4	5	6	7	8	9	10	
一般用材	下刈		1	2	3	4	5	6	7			
	除伐		8~12									
	枝打		8~12	14~18	19~23	24~26						
磨丸太	雪起		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	下刈		1	2	3	4	5	6	7			
	除伐		8~9									
建築用材	枝打	8~11	12~15	16~18	19~24							
	雪起	1	2	3	4	5	6	7	8			
	下刈	1	2	3	4	5	6	7				
建築用材	除伐	8~12										
	枝打	8~12	12~18	21~25	26~35							
	雪起	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
一般用材	下刈	1	2	3	4	5	6	7				
	除伐	8~12										
	枝打	8~12	15~18	21~25	26~30							
建築用材・ 一般用材	雪起	1	2	3	4	5	6					
	下刈	1	2	3	4	5	6					
	除伐	8~12										
シイタケ 原木	雪起	クヌギ・ ナラ類	1	2	3	4	5	6				
	除伐	クヌギ・ ナラ類	5~8									
	下刈	クヌギ・ ナラ類	1	2	3	4	5	6	7	8		

下刈りについては、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行うこととします。

なお、エリートツリーなどの成長のすぐれた苗木を活用する場合や低密度植栽を導入した場所などにおいては、下刈り回数の削減や部分的な実施、実施期間の短縮により作業の省力化・効率化を図ることとします。

市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要があるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進していくこととします。

(3) その他必要な事項

生産目標を十分考慮して、適期に適切な間伐及び保育作業を実施することとします。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

保安林等、法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の立地条件等を参考にして、特に森林の持つ公益的機能が高く、各機能の維持増進を図るため、施業を重点的・優先的に実施すべき「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健機能及び生物多様性保全機能維持増進森林」を公益的機能別施業森林として設定することとします。

また、公益的機能別施業森林、及び(2)に定める木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとし、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように設定することとします。

なお、各地域における具体的な森林の区分は、市町村森林整備計画において定めることとします。

名称	森林の所在、立地条件等
<p>水源^{かん}涵養機能維持増進森林 (森林法施行規則にいう「水源^{かん}の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」)</p>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺にある森林</p>
<p>山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林 (森林法施行規則にいう「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」)</p>	<p>山腹崩壊等により人命又は人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林等、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林</p>
<p>快適環境形成機能維持増進森林 (森林法施行規則にいう「快適な環境の形成の機能を図るための森林施業を推進すべき森林」)</p>	<p>日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、及び気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林</p>
<p>保健機能及び生物多様性保全機能維持増進森林 (森林法施行規則にいう「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」)</p>	<p>観光的に魅力のある原生林、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、府民の保健・教育的利用に適した森林、史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林</p> <p>また特に、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林及び、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等の属地的な機能の発揮が求められる森林</p>

イ 森林施業の方法に関する指針

森林施業の方法については、森林の持つ公益的機能等の発揮に配慮して、適切な方法を選択することとします。

なお、各地域における具体的な森林施業の方法は、市町村森林整備計画において定めることとします。

配慮すべき公益的機能	施業方法	具体的な基準
水源涵養機能 ^{かん}	伐期の延長	・標準伐期齢+10 ・皆伐20ha以下（注1）
山地災害防止機能/土壌保全機能	長伐期施業	・標準伐期齢×2（注2） ・皆伐20ha以下（注1）
快適環境形成機能	複層林施業	・伐採率70%以下 ・維持材積5割以上
保健機能及び生物多様性保全機能	択伐による複層林施業	・択伐率30%以下 （択伐後の造林を人工植栽による場合は択伐率40%以下） ・維持材積7割以上
保健・文化・レクリエーション機能に限り	特定広葉樹育成施業	・特定広葉樹について標準伐期齢における立木材積を確保

注1 たゞし、市町村長が地形・地質等を勘案して伐区を縮小する「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」にあつては、市町村長が10haを下限として定める面積を超えないこと。

注2 市町村長が地域における皆伐時期等を勘案して当該林齢の2割の範囲内で延長又は縮小した伐期齢を定めた場合にあつては、その林齢を下回らないこと。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育

が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林において設定するものとします。

なお、区域内において（１）に定める公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障のないよう定めることとします。

また、必要に応じて、この区域のうち特に林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として設定するものとします。

イ 森林施業の方法に関する指針

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化、機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要及び生産目標に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう、努めることとします。

また、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととします。

(3) その他必要な事項

各地域において、公益的機能別の森林施業を推進する上で考慮しなければならない事項（必要な森林作業道、土場・作業場の設置等の整備、施業実施に際して留意しなければならない事項等）を必要に応じて定めることとします。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設及び改良については、第2の1に定める森林の整備の目標の実現を図るため、林道路網の骨格となる林道及び森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進することとします。

また、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて整備を推進することとします。

○基幹路網の現状 単位 延長：m

区分	路線数	延長
基幹路網	4 1 4	6 7 7, 5 1 6
うち林業専用道	—	—

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	110m/ha 以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム 架線系作業システム	85m/ha以上 25m/ha以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム 架線系作業システム	60<50>m/ha以上 20<15>m/ha以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5m/ha以上

注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬機等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステムをいう。タワーヤード等を活用する。

注2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬す

るシステムをいう。フォワーダ等を活用する。

注3 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

集約化、低コスト化により森林整備を重点的に推進すべき観点等から、市町村森林整備計画で定めるものとします。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網整備に当たっては、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、京都府林業専用道作設指針（平成23年3月31日3森第252号京都府農林水産部長通知）、作業道等実施基準（平成19年7月31日9林第406号農林水産部長通知）及び京都府森林作業道作設指針（平成23年3月31日3林第152号京都府農林水産部長通知）により開設することとします。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により搬出することとします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

計画事項なし

(6) その他必要な事項

林道の開設に関しては、林道の持つ多目的性を重視し、林業の生産活動を通じて地域社会の豊かな振興を図るための道として機能するように、路線位置及び規格・構造について、自然環境の保全、災害の防止、交通の安全と円滑な通行の確保に十分留意します。

また、林道の利用効果を高め、林業用機械の大型化等にも対応しうる林道の改良を推進するとともに、低コスト林業と森林施業の多様化に対応するため、森林作業道の開設等についても促進を図ります。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

計画区内の市町村、森林組合、林業、木材業、建築業等の関係者の合意形成及び国有林との連携を図りつつ、次の事項を計画的かつ総合的に推進します。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

府、市町村、森林組合、林業事業者等による地域協議会の開催や、森林総合監理士（フォレスター）、林業普及指導員による普及活動及び森林施業プランナーによる施業提案を通じて、森林施業の集約化のための森林所有者の取りまとめを促します。

なお、自己所有以外の森林に対しては、森林組合や林業事業者、自己所有の森林と一体的に経営する意欲のある所有者等への長期施業委託を促進し、森林施業の集約化による経営規模の拡大を促していきます。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、森林経営に適さない森林については市町村自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとします。

また、一般財団法人京都森林経営管理サポートセンターによる市町村への技術的な助言及び支援などにより、森林経営管理制度の取組を推進します。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業従業者の不足傾向が続いており、今後の森林の公益的機能の維持及び森林施業の推進に大きな影響を及ぼすことが考えられます。

このため、京都府立林業大学校を核として、森林・林業に関する知識と技術を備えた人材を育成し、担い手の確保に取り組みます。

若手の林業就業者を、地域林業振興の中心的リーダーとして育成するため、各種研修や講習会を開催するとともに、林業研究グループや京都府林業士会、川上から川下までの集まりである京都林・材・建青年会議所等の林業従事者の自主的な活動を支援していきます。

さらに、公益財団法人京都府林業労働支援センターによる林業就業希望者への就業前から就業後に至るまでの各種支援活動を推進し、人材確保に努めます。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善に努めます。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林整備の担い手が減少していく中、林業の機械化は作業の効率化や安全性の面からだけでなく、若い担い手の確保や生産コストの低減の面からも必須であり、地域の実情に合わせて、タワーヤーダ、プロセッサ、フォワーダ、ハーベスタ等自走式の高性能林業機械の導入及びこれらの機械による効率的な作業システムの普及を推進します。

高性能林業機械の導入に当たっては、効率的な稼働が前提であり、オペレーターの養成、林道や森林作業道等の路網の整備及び計画的でまとまりのある作業が行える体制づくりに努めます。

また、間伐対象林分など森林資源情報の提供を行うための体制整備に努めます。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材の流通・加工体制の整備については、安定したサプライチェーンの構築を実現するために、流域を単位とした計画的な木材生産の推進により一定のまとまりのある原木を安定的に確保するとともに、原木市場等の流通拠点の整備を計画的に進めます。

また、木材の加工施設の整備及び連携利用等による加工コストの低減や、付加価値を高めるためのJAS材や集成材などの高次加工の推進、京都府産木材で作った住宅の開発と販売など、地域としての合理的な流通・加工体制の整備に努めます。

なお、主伐材等の利用を進めるため、公共建築物等での木材利用を進めるとともに、民間建築物等での利用も推進し、併せて木材加工施設等の加

工体制の整備を図ります。

加えて、京都府産木材の生産から加工、販売関係者による地域の木材関係者のネットワーク化を推進していきます。

(6) その他必要な事項

林業の経営基盤である農山村地域社会の健全な維持形成を図るため、道路網の整備による立地条件の改善、福祉・教育・文化・医療などの生活環境施設の整備及び地域産業の振興を促進し、地域住民の定住化条件の整備拡充に努めます。

また、農山村における貴重な収入源、就労の場として農林業経営と山村振興に資するため、竹材、クリ、シイタケ、マツタケ、ハタケシメジ等の特用林産物について各地域の状況に応じて、生産量の増大と商品開発に取り組み、生産振興を推進します。

第4 森林の保全に関する事項

水源の^{かん}涵養、災害の防止及び環境の保全等森林の持つ公益的機能の維持増進を図るため、保安施設事業の実施、保安林の指定及びその適正な管理並びに適切な施業の実施により、林地の保全を図るほか、森林の利用に当たって林地の保全に支障を及ぼさないよう、次のとおり計画します。

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

林地の保全に特に留意しなければならない森林は、山地災害防止機能を高度に発揮させる必要のある森林及び、保安林、保安施設地区の森林を含め、地形、地質、土壌、気象、その他の条件を総合的に考慮し、次のとおり定めます。

単位：ha

市町村名	面積	留意すべき事項	備 考
京都市	20,957	左記の林地は、水源 ^{かん} 涵養、災害の防止等の林地の有する公益的機能の維持増進を図るため、適正な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか開発による用途への転用は極力さけるよう留意するものとする。	水源 ^{かん} 涵養保安林・土砂流出防備保安林・土砂崩壊防備保安林等の保安林及び飲料水・かんがい用水等の水源として依存度の高い森林 特に生活環境保全機能及び保健文化機能を高度に発揮させる必要があるとして定められている森林 箇所は森林計画図による。
向日市	1		
長岡京市	138		
大山崎町	5		
宇治市	155		
城陽市	120		
八幡市	108		
京田辺市	123		
木津川市	538		
久御山町	19		
井手町	202		
宇治田原町	963		
笠置町	776		
和束町	2,229		
精華町	-		
南山城村	1,911		
亀岡市	5,344		
南丹市	14,327		
総計	47,917		

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

計画事項なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質の変更を行う場合

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲料水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとします。

土石の切取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、森林の土地の保全に十分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行うこととします。

なお、太陽光発電施設を設置する場合には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置や森林の適正な配置など開発行為の基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。

イ 土石の切取・盛土を行う場合

法勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のための法面緑化工・土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他形質の変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置をとることとします。

(4) その他必要な事項

樹根及び表土、その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の施業に

当たっては、その機能の維持に留意することとします。

また、林地開発行為に係る土地の形質の変更に当たっては、関係機関と調整を図ることとします。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

計画区内の保安林の配備状況等を踏まえ、地域における水需要の動向、集中豪雨等による災害の発生状況等地域の実情を考慮し、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため実施することとします。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

計画事項なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

保安林の指定目的を高度に発揮させるとともに、流木災害など山地に起因する各種の災害防止のため、事業の重要性、緊急度と過去5箇年の実績を勘案して実施することとします。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

計画事項なし

(5) その他必要な事項

森林の持つ生産性と公益性を相互にかつ高度に発揮させ、森林に対する今日の社会的要請に応えるために、適切な森林施業を指導します。

3 鳥獣害の防止に関する事項

市町村森林整備計画において定められる鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針については、次のとおりとします。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置（防護柵、剥皮防止帯の設置等）又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとします。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとします。

また、棲み分けのための生息環境整備（広葉樹植栽、針広混交林化）を進めるなど、将来的に良好な関係が図られるように検討することとします。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じ現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者からの情報収集等を行うこととします。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の早期発見・早期駆除に努めるとともに、適地適木に基づく人工植栽及び天然更新並びに適正な保育作業により、健全な森林の育成を図ることとします。

松くい虫による被害対策については、保安林や景観上優れているマツ林及びマツタケ生産林等公益的・経済的に重要なマツ林について重点的に行い、その他のマツ林については被害の状況に応じ計画的な樹種転換を図ることとします。

また、ナラ林等の集団枯損について防除対策を図ることとします。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、捕獲や防護柵及び剥皮防止帯の設置のみならず、棲み分けのための生息環境整備（広葉樹植栽、針広混交林化）を進めるなど、将来的に良好な関係が図られるように検討することとします。

(3) 林野火災の予防の方針

森林利用の多様化に伴い、林野火災の増加のおそれがあるため、消防機関と連携の上、標識の設置等予防のための啓発活動を強化するとともに、不慮の災害に備えて森林保険の加入を促進することとします。

なお、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

(4) その他必要な事項

造林木へのシカ・クマ等の被害、松くい虫被害、ナラ林被害等の集団枯損及び林野火災について重点的に巡視を行うこととします。

また、林内歩道等の整備を図り、日常の管理等を通じて、適確に森林の実

態を把握し、森林被害の未然防止に努めることとします。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林とは、森林の持つ保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び府民等が利用する施設の整備を一体的に推進することで森林の保健機能の増進を図っていく森林をいいます。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を考慮して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定めることとします。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林が所在する地域の実情やその森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとします。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の持つ水源涵養、国土保全等の機能の低下を補うため、自然環境の保全及び森林の持つ諸機能の保全を考慮し、択伐施業、広葉樹育成施業等の多様な施業を積極的に実施することとします。

また、利用者が快適な散策等を行えるように、適当な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うことを定めることとします。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の

整備を行うことなどを定めることとします。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高。）を定めることとします。

ウ その他必要な事項

計画事項なし

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

森林資源の状況、過去の伐採動向等をもとに算出した伐採予測量及び全国森林計画において割り振られた京都府の計画量を考慮し、計画期間である今後10年間の伐採立木材積について次のとおり計画します。

単位：千 m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	2,100	1,997	103	1,081	978	103	1,019	1,019	0
うち前半5年分	1,144	1,090	54	564	510	54	580	580	0

2 間伐面積

単位：ha

区分	間伐面積
総数	15,334
うち前半5年分	7,788

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林、天然更新別の造林面積については、次のとおり計画します。

単位：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	3,332	144
うち前半5年分	1,128	66

4 林道の開設及び拡張に関する計画

開設及び拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量については、別表1のとおり定めることとします。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定については、計画区内の保安林の配備状況等を踏まえ、地域における水需要の動向、集中豪雨等による災害の発生状況等地域の実情を考慮し、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため、次のとおり計画します。

○種類別面積

単位：ha

区分	水源涵養 のための 保安林	災害防備のための保安林				保健・風 致保存等 のための 保安林	合計
		土砂流出防 備のための 保安林	土砂崩壊防 備のための 保安林	干害防備の ための保安 林	飛砂防備の ための保安 林		
指定	910	650	20	-	-	-	1,580
解除	6	16	2	-	-	1	25

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち前半5年分	
総数（実面積）	56,943	56,154	
水源涵養のための保安林	37,452	36,998	
災害防備のための保安林	18,156	17,821	
保健、風致の保存等のための保安林	3,851	3,851	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位：ha

指定/ 解除	種 類	森林の所在		面 積	うち前半 5年分	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	国 有 保 安 林 と の 関 係	備 考
		市町村	区 域					
指 定	水源涵養 ^{かん} 保安林	京 都 市	一 円	12	6	水資源の 確保	なし	
		宇治田原町		52	26			
		亀岡市		104	52			
		南丹市		742	371			
		小計		910	455			
	土砂流出 防備保安 林	京 都 市	一 円	122	61	災 害 の 防 止	なし	
		長岡京市		2	1			
		宇治市		80	40			
		八幡市		2	1			
		京田辺市		2	1			
		木津川市		20	10			
		宇治田原町		120	60			
		亀岡市		174	87			
	南丹市	128	64					
	小計	650	325					
土砂崩壊 防備保安 林	京 都 市	一 円	4	2	災 害 の 防 止	なし		
	宇治市		2	1				
	宇治田原町		4	2				
	亀岡市		6	3				
	南丹市		4	2				
小計	20	10						
合 計				1,580	790			

単位：ha

指定/ 解除	種 類	森林の所在		面 積	うち前半 5年分	指定又は 解除を必 要とする 理由	国 有 保 安 林 と の 関 係	備 考	
		市町村	区 域						
解 除	水源涵養 ^{かん} 保安林	京 都 市	一	5	4	指定理由 の消滅	なし		
		和 束 町	円	1	1				
		小計			6	5			
	土砂流出 防備保安 林	京 都 市	一 円		1	1	指定理由 の消滅	なし	
		城 陽 市			4	4			
		京 田 辺 市			1	1			
		木 津 川 市			1	1			
		宇 治 田 原 町			1	1			
		笠 置 町			1	1			
		和 束 町			1	1			
		南 山 城 村			4	4			
	亀 岡 市	2	2						
		小計			16	16			
	土砂崩壊 防備保安 林	京 都 市	一		1	1	指定理由 の消滅	なし	
		井 手 町	円		1	1			
	小計			2	2				
風致保安 林	宇 治 市	一		1	1	指定理由 の消滅	なし		
		円		1	1				
	小計			1	1				
合 計				25	24				

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植 栽 の 変更面積
水源涵養のための保安林 ^{かん}	-	-	9,900	18,000	7,200
災害防備のための保安林	-	-	6,900	12,700	5,000
保健、風致の保存等のための保安林	-	-	1,700	3,200	1,200
計	-	-	18,500	33,900	13,400

注1 「伐採方法の変更面積」とは、伐採種（皆伐、択伐、禁伐）の変更を相当とする区域の面積

注2 「皆伐面積の変更面積」とは、皆伐することができる1箇所当たりの限度面積（20ha, 10ha, 5ha, 1ha等）の変更を相当とする区域の面積

注3 「択伐率の変更面積」とは、択伐を行う場合の伐採率の上限の変更（30%→40%）を相当とする区域の面積

注4 「間伐率の変更面積」とは、間伐を行う場合の伐採率の上限の変更（20%→35%）を相当とする区域の面積

注5 「植栽の変更面積」とは、伐採跡地に植栽しなければならない樹木の本数等の変更（1ha当たり3000本→1ha当たり地位級に応じて樹種ごとに算出して定める本数）を相当とする区域の面積

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

計画事項なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位:地区

所 在		治山事業施行地区数		主 な 工 種	備考
市町村	区域		うち前半 5年分		
京都市	一円	15	7	溪間工、山腹工、森林整備	
向日市	一円	0	0		
長岡京市	一円	0	0		
大山崎町	一円	0	0		
宇治市	一円	2	1	溪間工	
城陽市	一円	0	0		
八幡市	一円	0	0		
京田辺市	一円	0	0		
木津川市	一円	2	1	溪間工、山腹工	
久御山町	一円	0	0		
井手町	一円	0	0		
宇治田原町	一円	4	2	溪間工、山腹工	
笠置町	一円	1	1	溪間工	
和束町	一円	1	1	山腹工	
精華町	一円	0	0		
南山城村	一円	1	1	溪間工	
亀岡市	一円	14	7	溪間工、山腹工、森林整備	
南丹市	一円	14	7	溪間工、山腹工、森林整備	
合 計		54	28		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

計画事項なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

別表2のとおり

2 その他必要な事項

この計画及び市町村森林整備計画を基本に、各種補助事業及び融資等を活用し、適正な森林整備を図ることとします。

別 表

別表 1 開設及び拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

別表 2 制限林の施業方法：保安林関係
保安林関係以外

別表1 開設及び拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

開設拡張別	種別	位置		路線名	延長 (m)	利用区域			国調有林の道必要の有路無	備考	開設拡張の順位
		市区町村名	大字			面積 (ha)	材積(m ³)				
							針葉樹	広葉樹			
開設	自動車道	京都市	北区	雲ヶ畑、杉坂、西賀茂	横成線	1,000	197	32,224	6,439		前期
			北区	大森	大森長谷線	700	139	18,278	9,596		
			北区	真弓	緑坂線	1,800	67	10,961	3,123		
			左京区	広河原	長戸谷線	500	108	13,090	7,686		
			左京区	久多、広河原	久多広河原線	1,800	1,744	180,091	132,069		
			左京区	花脊	花背西線	1,800	171	30,057	5,613		
			右京区	嵯峨清滝	愛宕線	500	146	25,685	3,115		
			右京区	梅ヶ畑、嵯峨水尾	松尾白峰線	500	149	19,532	5,151		
			右京区	京北芹生	伊佐波線	700	79	9,900	8,022		
			右京区	京北上弓削(上川)	東向谷線	500	55	6,674	4,142		
			右京区	京北下、京北辻、京北中江	稲荷谷線	900	144	29,142	8,282		
			右京区	京北下黒田	蔦谷線	900	95	20,877	3,127		
			右京区	京北小塩	岩ヶ谷線	700	74	15,260	3,621		
			右京区	京北小塩	岩ツボ線	500	56	9,048	4,934		
			右京区	京北辻、京北中江	龍ヶ坂線	500	30	6,964	1,567		
			右京区	京北浅江	丸山線	500	30	7,579	474		
			右京区	京北上弓削	八丁線	325	547	58,992	64,028		
【開設 前期 計】					14,125	3,830	494,354	270,989	17 路線		
開設	自動車道	京都市	北区	雲ヶ畑、杉坂、西賀茂	横成線	1,500	195	32,433	5,844		後期
			左京区	久多	見越線	1,600	76	6,277	5,423		
			左京区	広河原	広河原西峰線	5,000	229	32,740	12,469		
			右京区	嵯峨清滝	愛宕線	2,200	146	25,685	3,115		
			右京区	京北上弓削(十一)	知谷支線	400	18	3,601	500		
			右京区	京北細野	宮ノ辻山田線	1,500	55	8,966	2,307		
			右京区	京北宮	北山線	1,200	47	6,827	2,096		
			右京区	京北井戸、京北辻、京北中江	奥馬場谷線	700	53	12,636	2,516		
			右京区	京北下弓削	弓削矢谷奥線	1,400	31	6,280	634		
			右京区	京北漆谷、京北矢代中	馬場谷線	1,000	60	15,921	251		
			右京区	京北下黒田	下黒田矢代線	1,000	61	18,485	587		
			右京区	京北下中	下中大谷線	600	35	8,215	1,041		
			【開設 後期 計】					18,100	1,006	178,066	
【開設 計】					32,225	4,836	672,420	307,772	29 路線		
改良	自動車道	京都市	北区	大宮	釈迦谷線	5	61	15,133	654	橋梁改良	前期
			左京区	静市	西又線	500	262	59,094	12,270	局部改良	
			左京区	静市	東又線	200	252	55,177	12,133	局部改良	
			左京区	久多	オグロ谷線	300	278	18,947	33,234	法面保全	
			左京区	広河原	フカンド谷線	300	168	23,489	8,832	法面保全	
			左京区	一乗寺	坂端線	100	235	20,426	20,760	法面保全	
			左京区	鞍馬	百井谷線	15	288	38,958	20,335	橋梁改良	
			左京区	静市	畑山線	500	59	16,052	1,214	局部改良	
			左京区	静市	水谷線(静原)	20	95	20,020	4,118	橋梁改良	
			左京区	大原	皆子谷線	95	287	16,481	36,577	橋梁改良、局部改良	
			右京区	梅ヶ畑、嵯峨清滝	谷山線	10	674	112,211	26,426	橋梁改良	
			右京区	京北細野	極楽谷線	10	60	9,197	2,662	橋梁改良	
			右京区	京北井戸、京北大野、京北辻、京北塔、京北鳥居、京北中江、京北比賀江	折谷線	200	147	23,610	11,592	局部改良	
			右京区	京北上中、京北下中	千谷線	6	41	4,869	3,069	橋梁改良	
			右京区	京北灰屋	一ノ谷線	500	114	40,066	3,222	局部改良	
			右京区	京北上弓削	八丁線	6,281	547	58,992	64,028	橋梁改良	
			【改良 前期 計】					9,042	3,568	532,722	
改良	自動車道	京都市	北区	小野、中川	水谷線	500	283	51,545	7,108	局部改良	後期
			左京区	花脊	知世路線	50	345	63,409	15,537	局部改良	
			左京区	広河原	早稲谷線	300	312	41,890	20,940	法面保全	
			左京区	上高野、鞍馬	直谷線	250	348	43,470	32,403	法面保全	
			左京区	久多	古君道線	383	58	3,199	6,937	法面保全	
			左京区	花脊	尾佐谷線	17	64	7,524	5,196	橋梁改良	
			左京区	大原	大黒谷線	1,000	442	42,467	46,192	法面保全	
			左京区	大原、久多、花脊	久多尾越線	12,858	814	65,528	66,929	法面保全、局部改良	
			左京区	花脊	南谷線	41	332	47,299	25,109	橋梁改良	
			左京区	花脊、広河原	深見大布施線	11,006	486	61,977	34,447	局部改良、法面保全、交通安全施設	
			左京区	静市	狩場線	6	93	21,107	2,232	橋梁改良	
			右京区	梅ヶ畑	水谷線	500	113	10,735	6,113	局部改良	
			右京区	梅ヶ畑	雲心寺線	500	445	73,114	24,844	局部改良	
			右京区	京北大野、京北中江、京北比賀江	小野内谷線	700	88	28,449	2,030	局部改良	
			右京区	京北上黒田、京北芹生	武地線	1,000	250	40,256	18,968	法面保護	
			右京区	京北上弓削、京北田貫、京北下中、京北大野、京北小塩、京北井戸、京北上黒田、京北下黒田、京北下弓削、京北辻、京北中江、京北宮	深見大布施線	15,486	2,627	312,165	237,779	局部改良、法面保全、交通安全施設	
			右京区	京北上弓削(十一)、京北上弓削、京北室谷	原深見線	5,424	272	31,025	22,445	局部改良、法面保全、交通安全施設	
右京区	京北下宇津	池ヶ谷線	1,720	75	18,499	3,297	局部改良、法面保全				

開設 拡張 別	種 類	位置		路線名	延長 (m)	利用区域		国 道 有 林 の 必 要 の 連 絡	備 考	開設 拡張 の 順 位			
		市区町村名	大字			面積 (ha)	材積(m³)						
							針葉樹				広葉樹		
改良	自動車道	京都市	右京区	京北周山、細野	余野周山	50	200	37,112	8,032	局部改良	後期		
			右京区	京北灰屋	一ノ谷線	50	114	40,066	3,222	局部改良			
【改良 後期 計】					51,841	7,762	1,040,836	589,760	20 路線				
【改良 前期 計】					60,883	11,330	1,573,558	850,886	36 路線				
改良	軽車道	京都市	北区	鷹峰	滑地線	1,589	107	20,949	2,095	橋梁改良、山火事防止	前期		
			左京区	大宮、中川	東谷線	1,000	45	6,324	474	局部改良			
			左京区	大原	伊王谷線	50	213	34,475	11,191	橋梁改良			
【改良 (軽車道) 前期 計】					2,639	366	61,748	13,760	3 路線				
改良	軽車道	京都市	北区	鷹峰	滑地線	26	107	20,949	2,095	橋梁改良、局部改良	後期		
			左京区	花脊	オコ谷線	50	105	19,460	4,776	局部改良			
			左京区	岩倉	岩倉長谷線	9	130	18,552	7,392	橋梁改良			
			左京区	大原	亀甲谷線	870	125	25,353	3,657	幅員拡張			
			左京区	大原	伊王谷線	400	213	34,475	11,191	局部改良、幅員拡張			
			左京区	大原	長谷線	1,050	75	10,271	4,771	幅員拡張			
			右京区	梅ヶ畑、鳴滝	福ヶ谷線	137	186	33,405	2,092	橋梁改良、山火事防止			
			伏見区	醍醐	北端山線	11	85	15,148	3,086	橋梁改良			
			【改良 (軽車道) 後期 計】					2,553	1,027	177,613		39,060	8 路線
			【改良 (軽車道) 前期 計】					5,192	1,393	239,361		52,820	11 路線
舗装	自動車道	京都市	北区	小野	岩谷線	1,300	113	12,460	7,688		前期		
			北区	大宮	釈迦谷線	900	61	15,133	654				
			左京区	静市	西又線	2,200	262	59,094	12,270				
			左京区	静市	東又線	2,000	252	55,177	12,133				
			左京区	花脊	南谷線	1,000	332	47,299	25,109				
			左京区	花脊	知世路線	2,500	345	63,409	15,537				
			左京区	広河原	折谷線	1,480	233	31,369	15,505				
			左京区	広河原	フランド谷線	2,243	191	25,948	10,542				
			左京区	鞍馬	二ノ瀬長谷線	2,100	164	26,485	10,317				
			左京区	鞍馬	栗夜叉線	1,000	237	41,665	12,166				
			左京区	静市	畑山線	500	59	16,052	1,214				
			左京区	静市	狩場線	650	93	22,608	2,450				
			左京区	静市	水谷線 (静原)	1,000	95	20,020	4,118				
			左京区	静市	向山線	1,000	88	13,632	3,635				
			左京区	大原	大原杉谷線	460	46	5,992	2,854				
			左京区	大原	三ツ又線	790	81	13,808	2,988				
			左京区	花脊	高瀬谷線	800	118	14,360	8,995				
			左京区	花脊	尾佐谷線	850	64	7,524	5,196				
			左京区	広河原	長戸谷線	480	108	10,141	8,455				
			左京区	広河原	光砥谷線	1,370	148	13,847	13,133				
			左京区	花脊	藏谷線	900	56	7,907	3,147				
			左京区	広河原	河原谷線	500	99	15,637	7,007				
			左京区	花脊	糠岳線	500	66	5,625	7,380				
			西京区	嵐山、松尾、松室、山田	西芳寺谷線	3,500	409	79,312	8,421				
			右京区	京北芹生	芹生谷線	500	53	6,664	4,335				
			右京区	京北灰屋	一ノ谷線	500	104	31,380	2,612				
【舗装 前期 計】					31,023	3,878	662,548	207,861	26 路線				
舗装	自動車道	京都市	北区	鷹峰、中川	奥長谷峰山線	200	144	22,937	3,646		後期		
			北区	杉坂	杉坂大谷線	220	169	29,036	1,723				
			北区	大森	大森大谷線	600	239	28,230	13,655				
			北区	大森	牛ヶ滝線	560	123	12,071	8,431				
			北区	上賀茂	椿谷線	1,065	82	24,154	1,683				
			左京区	花脊	杉谷線	500	34	11,405	1,284				
			左京区	花脊	寺谷線	2,500	604	85,299	34,620				
			左京区	広河原	早稲谷線	1,500	312	41,890	20,940				
			左京区	花脊	ナメラ谷線	930	245	25,289	20,005				
			左京区	久多	久多南谷線	900	167	21,530	10,221				
			左京区	久多	古君道線	6,000	349	41,855	25,694				
			左京区	岩倉	繁見線	1,000	66	12,381	1,352				
			右京区	鳴滝	池ノ谷線	255	76	10,958	3,630				
			右京区	梅ヶ畑、嵯峨清滝	谷山線	400	674	112,211	26,426				
			右京区	嵯峨清滝	梨ノ木線	1,710	192	40,845	5,498				
			右京区	梅ヶ畑	雲心寺線	2,000	445	73,114	24,844				
			左京区	花脊	別所峰道線	400	111	18,539	6,240				
			右京区	京北上黒田、京北宮	片波線	1,000	40	7,495	1,211				
			右京区	京北宮	片波広域線	3,000	79	9,491	4,746				
			右京区	京北下宇津	池ヶ谷線	1,720	75	18,499	3,297				
			右京区	京北細野	宇治宇治谷線	1,650	106	21,025	4,192				
			右京区	京北上弓削 (十一)、京北上弓削、京北室谷	原深見線	2,662	272	31,025	22,445				
			左京区	花脊、広河原	深見大布施線	6,672	486	61,977	34,447				
			右京区	京北上弓削、京北田貫、京北下中、京北大野、京北小塩、京北井戸、京北上黒田、京北下黒田、京北下弓削、京北辻、京北中江、京北宮	深見大布施線	6,813	2,627	312,165	237,779				
			【舗装 後期 計】					44,257	7,717	1,073,421		518,009	24 路線
			【舗装 前期 計】					75,280	11,595	1,735,969		725,870	50 路線
舗装	軽車道	京都市	北区	雲ヶ畑	足谷線	500	42	5,452	3,072		前期		
			左京区	花脊	オコ谷線	300	105	19,460	4,776				
			左京区	大原	西の谷線	590	78	12,178	2,778				
			左京区	広河原	根尻木線	1,580	349	26,739	26,815				
【舗装 (軽車道) 前期 計】					2,970	574	63,829	37,441	4 路線				

開設拡張別	種別	位置		路線名	延長 (m)	利用区域			調有林の必要との連絡の有無	備考	開設拡張の順位
		市区町村名	大字			面積 (ha)	材積(m ³)				
							針葉樹	広葉樹			
舗装	軽車道	京都市	北区	雲ヶ畑、杉坂	松尾谷線	1,000	133	15,167	11,361		後期
			左京区	大原	亀甲谷線	200	155	21,555	9,060		
			右京区	梅ヶ畑、鳴滝	福ヶ谷線	1,100	186	33,405	2,092		
【舗装(軽車道) 後期 計】					2,300	474	70,127	22,513		3 路線	
【舗装(軽車道) 計】					5,270	1,048	133,956	59,954		7 路線	
京都市 計					178,850	30,200	4,355,264	1,997,302		133 路線	
改良	自動車道	長岡京市	奥海印寺長法寺	鉢伏線	1,139	71	12,299	3,512		幅員拡張、法面保全	前期
【改良 計】					1,139	71	12,299	3,512		1 路線	
改良	軽車道	長岡京市	奥海印寺	立石線	695	140	14,889	2,070		局部改良、法面保全	前期
【改良(軽車道) 計】					695	140	14,889	2,070		1 路線	
長岡京市 計					1,834	211	27,188	5,582		2 路線	
改良	自動車道	宇治市	炭山、菟道	炭山線	3,011	218	45,110	8,540		局部改良	後期
			炭山、西笠取	谷山線	5,000	149	29,047	5,207		局部改良	
			志津川、池尾	仙郷山線	3,995	128	22,511	6,529		局部改良	
			宇治、白川	白川線	2,130	30.37	4,315	991		局部改良	
【改良 計】					14,136	525	100,983	21,267		4 路線	
宇治市 計					14,136	525	100,983	21,267		4 路線	
改良	自動車道	京田辺市	蕨	甘南備山線	1,367	80	4,752	3,817		局部改良	前期
【改良 計】					1,367	80	4,752	3,817		1 路線	
京田辺市 計					1,367	80	4,752	3,817		1 路線	
舗装	自動車道	木津川市	山城町神童子、山城町平尾	神童子線	1,265	303	40,749	6,184	有		前期
【舗装 計】					1,265	303	40,749	6,184		1 路線	
改良	自動車道	木津川市	山城町神童子	神童子線	5,576	303.00	40,749	6,184.0		橋梁補修	前期
【改良 計】					5,576	303.00	40,749	6,184.0		1 路線	
改良	軽車道	木津川市	山城町平尾	奥山北谷線	1,210	156.92	10,221	2,609.9		橋梁補修	前期
【改良(軽車道) 計】					1,210	156.9	10,221	2,609.9		1 路線	
木津川市 計					8,051	762.9	91,719	14,977.9		3 路線	
開設	自動車道	井手町	多賀	清水奥線	500	32	4,831	850			前期
			多賀	一の谷線	500	46	8,027	91			
【開設 計】					1,000	78	12,858	941		2 路線	
改良	自動車道	井手町	多賀	片原山線	2,840	62	13,060	759	有	局部改良・法面保全	前期
【改良 計】					2,840	62	13,060	759		1 路線	
舗装	自動車道	井手町	多賀	片原山線	2,840	62	13,060	759	有		前期
【舗装 計】					2,840	62	13,060	759		1 路線	
井手町 計					6,680	202	38,978	2,459		4 路線	
開設	自動車道	宇治田原町	奥山田	奥山田上大福線	500	31	9,634	0			前期
			奥山田	黒山線	1,000	91	19,372	3,739			
			奥山田	宇津尾線	3,575	228	50,833	7,313			
【開設 前期 計】					5,075	351	79,839	11,052		3 路線	
開設	自動車道	宇治田原町	南	滝ノ口線	700	73	10,053	2,204			後期
【開設 後期 計】					700	73	10,053	2,204		1 路線	
【開設 計】					5,775	424	89,892	13,256		4 路線	
改良	自動車道	宇治田原町	南	掛谷線	3,150	92	19,444	761		法面保全	前期
			郷之口	未山線	827	53	10,129	764		幅員拡張、法面保全	
			立川	御林山線	4,820	133	16,889	3,227		幅員拡張、法面保全	
			郷之口	未山支線	300	5	761	1		幅員拡張	
			奥山田	1号鷲峰山線	2,660	121	13,608	3,402		幅員拡張、法面保全	
			湯屋谷	2号鷲峰山線	1,862	146	21,342	194		幅員拡張、法面保全	
			湯屋谷	欠谷線	1,770	35	3,523	3,293		法面保全	
【改良 前期 計】					15,389	585	85,696	11,642		7 路線	
改良	自動車道	宇治田原町	立川、南	地福谷線	3,655	110	20,696	870		幅員拡張、法面保全	後期
【改良 後期 計】					3,655	110	20,696	870		1 路線	
【改良 計】					19,044	695	106,392	12,512		8 路線	
舗装	自動車道	宇治田原町	南	掛谷線	3,150	92	19,444	761			前期
			郷之口	未山線	827	53	10,129	764			
			湯屋谷	欠谷線	1,770	35	3,523	3,293			
			立川	大下司線	500	35	6,000	300			
			南、立川	御林山支線	733	39	4,222	859			
			立川、鷺田	御林山線	4,820	192	20,873	184			
			奥山田	1号鷲峰山線	2,660	121	13,608	3,402			
			湯屋谷	2号鷲峰山線	1,862	146	21,342	194			
			雁定寺、荒木、高尾	大峰線	10,203	407	44,348	1,064			
【舗装 前期 計】					26,525	1,120	143,489	10,821		9 路線	
舗装	自動車道	宇治田原町	立川、南	地福谷線	3,655	121	22,062	1,124			後期
【舗装 後期 計】					1,360	78	9,780	2,645		1 路線	
【舗装 計】					5,015	199	31,842	3,769		2 路線	
宇治田原町 計					31,540	1,319	175,331	14,590		11 路線	
開設	自動車道	笠置町	有市(西部)	野田線	500	100	10,298	6,395			前期
			笠置(南部)	阿蘇線	500	81	13,639	1,802			
			【開設 前期 計】					1,000	181	23,937	
開設	自動車道	笠置町	有市(西部)	野田線	1,000	100	10,298	6,395			後期
【開設 後期 計】					500	81	13,639	1,802		1 路線	
【開設 計】					1,500	181	23,937	8,197		2 路線	
改良	自動車道	笠置町	有市(西部)	横川線	100	237	37,551	12,324		局部改良	前期
			有市(西部)	野田線	100	100	10,298	6,395		局部改良	
			【改良 計】					2,500	363	47,874	

開設拡張別	種 類	位置		路線名	延長 (m)	利用区域			調 整 の 必 要 の 連 絡 有 無	備 考	開設拡張の 順位
		市区町村名	大字			面積 (ha)	材積(m³)				
							針葉樹	広葉樹			
			笠置(南部)	阿蘇線	100	81	13,639	1,802		局部改良	
			【改良 計】		300	418	61,488	20,521		3路線	
舗装	自動車道	笠置町	有市(西部)	野田線	683	100	10,298	6,395			前期
			笠置(南部)	阿蘇線	975	81	13,639	1,802			
			【舗装 計】		1,658	181	23,937	8,197		2路線	
			笠置町 計		4,458	962	133,299	45,112		9路線	
開設	自動車道	南山城村	野殿	野口線	694	80	9,903	3,664			前期
			【開設 前期 計】		694	80	9,903	3,664		1路線	
開設	自動車道	南山城村	野殿	野口線	1,000	80	9,903	3,664			後期
			【開設 後期 計】		1,000	80	9,903	3,664		1路線	
			【開設 計】		1,694	160	19,806	7,328		2路線	
改良	自動車道	南山城村	童仙房、野殿	三国越線	1,710	973	78,733	87,845		局部改良	前期
			【改良 計】		1,710	973	78,733	87,845		1路線	
			南山城村 計		3,404	1,133	98,539	95,173		3路線	
開設	自動車道	亀岡市	篠町王子	長尾山線	900	88	15,691	1,011			前期
			【開設 前期 計】		900	88	15,691	1,011		1路線	
開設	自動車道	亀岡市	稗田野町佐伯	大城山線2-1	1,500	228	46,625	749			後期
			馬路町	一の橋線	1,000	66	11,185	1,878			
			【開設 後期 計】		2,500	294	57,810	2,627		2路線	
			【開設 計】		3,400	383	73,501	3,638		3路線	
改良	自動車道	亀岡市	曹我部町寺	地明谷線	2,356	107	19,724	1,513		法面保全	前期
			篠町王子	西長尾線	2,390	41	7,318	351		法面保全	
			【改良 前期 計】		4,746	148	27,042	1,864		2路線	
改良	自動車道	亀岡市	稗田野町佐伯	大城山線	6,230	228	46,625	749		局部改良、法面保全	後期
			篠町王子	中の谷線	2,764	204	36,641	3,569		局部改良、法面保全	
			【改良 後期 計】		8,994	432	83,266	4,318		2路線	
			【改良 計】		13,740	580	110,308	6,182		4路線	
舗装	自動車道	亀岡市	曹我部町寺	地明谷線	2,356	107	19,724	1,513			前期
			篠町王子	西長尾線	2,390	41	7,318	351			
			篠町王子	中の谷線	2,764	204	36,641	3,569			
			篠町王子	池ノ谷2-2線	2,164	69	12,255	737			
			【舗装 前期 計】		9,674	421	75,938	6,170		4路線	
舗装	自動車道	亀岡市	上矢田町	寒谷線	2,281	91	16,378	780			後期
			【舗装 後期 計】		2,281	91	16,378	780		1路線	
			【舗装 計】		11,955	513	92,316	6,950		5路線	
開設	軽車道	亀岡市	古世町	東谷線	1,260	49	9,360	671			前期
			【開設(軽車道) 前期 計】		1,260	49	9,360	671		1路線	
			【開設(軽車道) 計】		1,260	49	9,360	671		1路線	
			亀岡市 計		30,355	1,524	285,485	17,441		13路線	
開設	自動車道	南丹市	美山町高野(砂木)	高野線	3,700	499	74,571	22,742			前期
			美山町白石	小野倉線	1,500	408	43,781	38,968			
			美山町板橋	板橋線	3,500	78	14,723	5,568			
			美山町板橋	海老坂線	2,800	114	18,491	5,946			
			美山町原	壺ヶ谷線	1,200	53	7,099	2,910			
			美山町豊郷(名島)	下谷線	3,000	148	34,320	4,599			
			美山町豊郷(神谷)	馬場谷線	1,500	88	8,839	7,607			
			美山町安掛、 美山町荒倉	堂山線	2,000	118	18,228	9,553			
			美山町河内谷	西ヶ谷芦谷線	2,500	136	25,934	10,118			
			美山町河内谷	深見峠線	1,000	80	14,054	3,248			
			美山町江和、 美山町田歌	民水迫突ノ木線	2,600	130	19,678	11,602			
			美山町佐々里	道ノ谷支線	1,500	69	7,355	7,455			
			美山町下平屋、 美山町下吉田	大才野線	1,400	90	11,822	4,922			
			美山町下	東杉波線	1,600	151	34,651	2,924			
			美山町内久保(上久保)	合戦原線	100	41	7,981	2,446			
			美山町内久保(上久保)、 美山町南	ホサビ線	1,500	219	44,588	10,126			
			美山町静原	丸山線	1,500	71	11,947	4,200			
			美山町静原	向小谷線	1,600	71	11,947	4,200			
			美山町原	原北谷線	1,500	108	12,135	8,650			
			美山町高野(今宮)、 美山町高野(栃原)	ウセノ線	1,800	65	12,900	3,788			
			園部町天引	脇谷線	780	39	5,260	2,075			
			日吉町畑郷	畑郷奥山向山線	4,100	115	3,670	13,287			
			【開設 前期 計】		42,680	2,892	443,974	186,934		22路線	
開設	自動車道	南丹市	美山町原	大ビツ線	600	65	18,654	955			後期
			美山町福居(熊壁)、 美山町福居(脇)	奥ノ谷線	1,200	120	24,176	4,480			
			美山町内久保(大内)、 美山町荒倉	島向線	1,000	217	34,026	17,352			
			美山町江和	江和向山線	1,000	52	7,870	4,640			
			美山町田歌	オソグイ線	1,200	93	16,184	6,695			
			美山町佐々里	大川上シナ谷線	1,500	131	23,874	9,568			
			美山町河内谷、 美山町佐々里	佐々里河内谷線	1,800	456	95,032	15,987			
			美山町芦生	小野子谷線	1,000	139	9,615	16,988			

開設拡張別	種別	位置		路線名	延長 (m)	利用区域			国 道 整 理 の 必 要 の 連 絡	備 考	開設 拡張 の 順 位
		市区町村名	大字			面積 (ha)	材積(m ³)				
							針葉樹	広葉樹			
開設	自動車道	南丹市	美山町豊郷(洞)、美山町福居(熊壁)、美山町盛郷(林)	綾部美山1号線	3,480	742	122,873	47,347			後期
			美山町三基(川谷)、美山町音海、美山町小淵	綾部美山2号線	2,500	644	100,397	39,362			
			美山町小淵、美山町脇谷、美山町向山	大野対岸線	1,000	233	41,617	7,408			
			美山町高野(砂木)、美山町豊郷(林)、美山町北	北林線	2,000	245	37,679	17,843			
			美山町田歌、美山町高野	唐戸対岸線	1,200	227	19,369	24,266			
			園部町埴生	蛇ヶ谷線	500	46	5,881	2,324			
			園部町天引	若山ガヨノ谷線	500	54	9,218	2,409			
			八木町諸畑、八木町船枝	船枝千谷諸木山線	2,500	134	25,338	3,287			
			八木町神吉	石迫線	1,000	36	8,199	251			
			八木町船枝	船枝線	500	71	15,942	302			
			日吉町田原・日吉町畑郷・日吉町四ツ谷	中垣内深山脇谷線	2,000	217	34,555	12,623			
			日吉町胡麻、日吉町畑郷	中垣内深山線	3,000	182	28,664	7,729			
			日吉町天若	小倉谷線	800	46	9,181	883			
【開設 後期 計】					30,280	4,149	688,344	242,699	21 路線		
【開設 計】					72,960	7,041	1,132,318	429,633	43 路線		
改良	自動車道	南丹市	美山町脇谷	菅生山線	3,600	281	65,431	4,433		局部改良、法面保全	前期
			美山町高野(今宮)、美山町和泉、美山町大野	奈良井谷線	2,400	487	84,210	27,405		局部改良、法面保全	
			美山町芦生	小野子谷線	100	139	9,615	16,988		局部改良、法面保全	
			美山町島	須麦谷線	100	438	53,277	44,862		局部改良、法面保全	
			美山町大野	飛谷線	500	95	16,150	4,228		局部改良、法面保全	
			美山町原	原北谷線	200	108	12,135	8,650		局部改良、法面保全	
			美山町北	北谷線	50	198	22,129	20,157		橋梁改良、局部改良	
			日吉町四ツ谷	海老谷線	3,900	131	12,439	11,492		橋梁改良、局部改良	
			美山町河内谷	深見大布施線	654	415	53,949	27,331		局部改良、法面保全 交通安全施設	
			美山町脇谷、向山	丹波美山1号線	2,494	677	172,922	4,775		局部改良、法面保全 交通安全施設	
			日吉町畑郷	丹波美山1号線	4,915	502	43,723	54,369		局部改良、法面保全 交通安全施設	
			美山町大野、脇谷、島	脇谷四ツ谷線	2,720	112	13,254	11,542		局部改良、法面保全 交通安全施設	
			日吉町四ツ谷	脇谷四ツ谷線	1,530	209	18,274	21,766		局部改良、法面保全 交通安全施設	
美山町原、板橋	丹波美山2号線	7,381	479	69,460	35,248		局部改良、法面保全 交通安全施設				
日吉町四ツ谷	丹波美山2号線	769	587	93,025	32,809		局部改良、法面保全 交通安全施設				
美山町原、深見	原深見線	4,203	245	47,746	12,650		局部改良、法面保全 交通安全施設				
【改良 前期 計】					35,516	5,101	787,739	338,705	16 路線		
改良	自動車道	南丹市	美山町板橋	板橋線	500	250	41,603	16,408		局部改良、法面保全	後期
			美山町田歌	芦谷線	300	240	29,027	14,046		局部改良、法面保全	
			美山町高野(今宮)、美山町和泉、美山町大野	奈良井谷線	3,700	487	84,210	27,405		局部改良、法面保全	
			美山町原	原谷線	2,800	199	20,479	15,696		局部改良、法面保全	
			美山町原	原清水丸線	2,000	157	27,512	12,148		局部改良、法面保全	
【改良 後期 計】					9,300	1,332	202,831	85,703	5 路線		
【改良 計】					44,816	6,433	990,570	424,408	21 路線		
舗装	自動車道	南丹市	美山町脇谷	菅生山線	2,200	306	72,024	4,710			前期
			美山町島	須麦谷線	100	438	53,277	44,862			
			美山町三基(岩江戸)	大野対岸線	4,300	418	65,111	24,039			
			美山町大野、美山町萱野、美山町脇谷	飛谷線	500	95	16,150	4,228			
			美山町大野	原谷線	2,800	199	20,479	15,696			
			美山町原	原北谷線	200	120	13,486	9,613			
			美山町高野(今宮)、美山町和泉、美山町大野	奈良井谷線	2,000	487	84,210	27,405			
			美山町河内谷	深見大布施線	202	415	53,949	27,331			
			美山町脇谷、向山	丹波美山1号線	873	677	172,922	4,775			
			日吉町畑郷	丹波美山1号線	2,373	502	43,723	54,369			
			美山町大野、脇谷、島	脇谷四ツ谷線	2,720	112	13,254	11,542			
			日吉町四ツ谷	脇谷四ツ谷線	1,627	224	18,377	26,352			
			美山町原、板橋	丹波美山2号線	2,505	479	69,460	35,248			
日吉町四ツ谷	丹波美山2号線	255	544	90,289	36,155						
美山町原、深見	原深見線	2,205	245	47,746	12,650						
【舗装 前期 計】					24,860	5,260	834,457	338,975	15 路線		

開設 拡張 別	種 類	位 置		路 線 名	延長 (m)	利 用 区 域		調 有 整 林 の 必 要 の 道 と の 連 有 路 無	備 考	開 設 拡 張 の 順 位	
		市区町村名	大 字			面積 (ha)	材積(m ³)				
							針葉樹				広葉樹
舗装	自動車道	南丹市	美山町脇谷	菅生山線	2,000		72,024	4,710		後期	
			美山町板橋	板橋線	500	250	41,603	16,408			
			美山町田歌	芦谷線	300	240	29,027	14,046			
			美山町原	原清水丸線	3,400	157	27,512	12,148			
			美山町高野(今宮)、 美山町和泉、 美山町大野	奈良井谷線	3,700	487	84,210	27,405			
			美山町小淵、美山町脇 谷、美山町向山	大野対岸線	2,900	233	41,617	7,408			
			日吉町四ッ谷	海老谷線	3,900	131	12,439	11,492			
			日吉町木住	猪ノ谷線	400	65	14,736	262			
			日吉町四ッ谷	積谷線	500	172	30,026	8,356			
			日吉町田原	旅谷線	700	153	31,496	3,285			
【舗装 後期 計】					18,300	1,888	384,690	105,520	10 路線		
【舗装 計】					43,160	7,147	1,219,147	444,495	25 路線		
南丹市 計					160,936	20,622	3,342,035	1,298,536	89 路線		

【京都府 開設 計】	119,554	13,284	2,048,669	778,962	87 路線
【京都府 改良 計】	165,551	21,472	3,092,892	1,437,893	81 路線
【京都府 舗装 計】	167,698	21,120	3,300,509	1,207,045	95 路線
【京都府 総計】	452,803	55,876	8,442,070	3,423,900	263 路線

(別掲) 軽車道

【京都府 軽車道開設 計】	1,260	49	9,360	671	1 路線
【京都府 軽車道改良 計】	7,097	1,690	264,471	57,500	13 路線
【京都府 軽車道舗装 計】	5,270	1,048	133,956	59,954	7 路線
【京都府 軽車道 総計】	13,627	2,786	407,787	118,125	21 路線

別表2 制限林の施業方法 (R4.4.1 現在)

水源涵養保安林

(森林法第25条第1項第1号)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京 都 市	北区、左京区、右京区（京北芹生、京北上黒田、京北宮、京北下黒田、京北小塩、京北井戸、京北大野、京北比賀江、京北中江、京北塔、京北辻、京北鳥居、京北上弓削、京北上中、京北下中、京北下弓削、京北田貫、京北細野、京北灰屋）、西京区	17,850
向 日 市	物集女	5
宇 治 市	志津川、槇島町	89
京 田 辺 市	薪	84
木 津 川 市	加茂町奥畑	67
宇 治 田 原 町	禅定寺、南、立川、湯屋谷、奥山田	534
和 束 町	別所、柚田、南、釜塚、中、原山、園、湯船	995
南 山 城 村	童仙房、野殿	605
亀 岡 市	篠町、旭町、畑野町、千歳町、稗田野町、東本梅町	664
南 丹 市	園部町埴生、園部町南八田、園部町大河内、園部町熊崎、八木町日置、八木町船枝、八木町室橋、八木町諸畑、日吉町田原、日吉町四ッ谷、日吉町畑郷、日吉町天若、美山町原、美山町島、美山町上司、美山町福居、美山町盛郷、美山町高野、美山町豊郷、美山町鶴ヶ岡、美山町安掛、美山町下平屋、美山町内久保、美山町深見、美山町又林、美山町下、美山町芦生、美山町知見、美山町佐々里、美山町北、美山町白石、美山町河内谷、美山町田歌、美山町檜原、美山町音海、美山町大野、美山町肱谷、美山町小淵、美山町向山、美山町三埜	15,558
計		36,452

【注意事項】

単位未満四捨五入の関係で、各計の集計は必ずしも総計に一致しない。

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）とします。
- (2) その他の森林にあつては、伐採種を定めません。

2 その他

- (1) 伐採の限度及び植栽については、指定施業要件に指定されたとおりとします。
- (2) 伐採については知事許可が必要です。

土砂流出防備保安林

(森林法第25条第1項第2号)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京 都 市	北区、左京区、右京区（京北芹生、京北片波、京北上黒田、京北宮、京北下黒田、京北小塩、京北井戸、京北初川、京北大野、京北比賀江、京北中江、京北塔、京北辻、京北下、京北下中、京北下弓削、京北浅江、京北周山、京北細野、京北柏原、京北弓槻、京北栃本、京北中地、京北下宇津、京北灰屋、京北赤石）、伏見区、山科区、西京区	4,124
長岡京市	金ヶ原、浄土谷	2
大山崎町	大山崎、円明寺	5
宇治市	五ヶ庄、菟道、炭山、志津川、池尾、西笠取、宇治、白川、広野町、二尾	257
城陽市	寺田、富野、中、奈島、久世	110
八幡市	八幡、橋本	24
京田辺市	田辺、薪、興戸、大住、多々羅、普賢寺	34
木津川市	山城町平尾、山城町綺田、山城町神童子、山城町上狛、木津町梅谷、加茂町岩船、加茂町里、加茂町観音寺、加茂町山田、加茂町大野、加茂町高田、加茂町兎並、加茂町西、加茂町奥畑、加茂町河原、加茂町例幣、加茂町勝風、加茂町銭司	594
久御山町	佐古	18
井手町	井手、田村新田、多賀	97
宇治田原町	禅定寺、岩山、贄田、南、荒木、郷之口、高尾、立川、湯屋谷、奥山田、銘城台	777
笠置町	笠置、有市、飛鳥路、切山	483
和束町	白栖、石寺、別所、木屋、杣田、南、釜塚、門前、原山、園、湯船、撰原、中	1,646
南山城村	田山、高尾、北大河原、南大河原、童仙房、野殿	937
亀岡市	余部町、古世町、上矢田町、荒塚町、東別院町、西別院町、曾我部町、稗田野町、本梅町、畑野町、宮前町、大井町、千代川町、馬路町、千歳町、保津町、旭町、篠町、下矢田町、東本梅町	3,246
南丹市	園部町小山東町、園部町小山西町、園部町城南町、園部町黒田、園部町上木崎町、園部町木崎町、園部町瓜生野、園部町熊崎、園部町新堂、園部町曾我谷、園部町船岡、園部町熊原、園部町佐切、園部町越方、園部町竹井、園部町船阪、園部町宍人、園部町半田、園部町口人、園部町口司、園部町殿谷、園部町埴生、園部町天引、園部町大河内、園部町南大谷、八木町八木、八木町柴山、八木町氷所、八木町日置、八木町美里、八木町室河原、八木町木原、八木町池ノ内、八木町八木嶋、八木町船枝、八木町山室、八木町室橋、八木町諸畑、八木町神吉、日吉町殿田、日吉町木住、日吉町生畑、日吉町中世木、日吉町天若、日吉町四ッ谷、日吉町保野田、日吉町胡麻、日吉町志和賀、日吉町畑郷、美山町静原、美山町和泉、美山町原、美山町島、美山町下吉田、美山町宮脇、美山町福居、美山町盛郷、美山町高野、美山町豊郷、美山町鶴ヶ岡、美山町野	4,524

	添、美山町荒倉、美山町下平屋、美山町安掛、美山町内久保、美山町長尾、美山町又林、美山町下、美山町芦生、美山町知見、美山町佐々里、美山町江和、美山町北、美山町中、美山町南、美山町田歌、美山町大野、美山町肱谷、美山町向山、美山町三埜、美山町板橋、美山町深見、美山町上平屋、美山町音海、美山町河内谷	
計		16,877

【注意事項】

単位未満四捨五入の関係で、各計の集計は必ずしも総計に一致しない。

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とします。
- (2) 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めません。
- (3) その他の森林にあつては、択伐とします。

2 その他

- (1) 伐採の限度及び植栽については、指定施業要件に指定されたとおりとします。
- (2) 伐採については知事許可が必要です。

土砂崩壊防備保安林

(森林法第25条第1項第3号)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京 都 市	北区、左京区、山科区、右京区（京北上黒田、京北宮、京北下黒田、京北井戸、京北周山、京北細野、京北下宇津）、伏見区	108
向 日 市	物集女	0
宇 治 市	五ヶ庄、菟道、白川	2
八 幡 市	八幡	4
京 田 辺 市	打田	1
木 津 川 市	山城町神童子、山城町上狛、加茂町森、加茂町勝風、加茂町北大門、加茂町大野、加茂町兔並、加茂町奥畑、加茂町尻枝	2
井 手 町	井手、多賀	1
宇治田原町	禅定寺、岩山、郷之口、高尾、湯屋谷、奥山田	35
笠 置 町	笠置	2
和 束 町	石寺、原山、湯船、白栖	8
南 山 城 村	高尾、童仙房	1
亀 岡 市	篠町、畑野町、宮前町、千歳町、本梅町	41
南 丹 市	園部町熊崎、園部町竹井、園部町口司、園部町半田、園部町宋人、園部町船坂、園部町殿谷、園部町埴生、園部町木崎町、園部町瓜生野、園部町新堂、園部町大戸、園部町熊原、園部町天引、八木町山室、日吉町田原、日吉町殿田、日吉町天若、日吉町志和賀、日吉町生畑、日吉町中世木、美山町高野、美山町豊郷、美山町下平屋、美山町又林、美山町江和、美山町中	175
計		380

【注意事項】

単位未満四捨五入の関係で、各計の集計は必ずしも総計に一致しない。

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とします。
- (2) その他の森林にあつては、択伐とします。

2 その他

- (1) 伐採の限度及び植栽については、指定施業要件に指定されたとおりとします。
- (2) 伐採については、知事許可が必要です。

干害防備保安林

(森林法第25条第1項第5号)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京 都 市	左京区	76
長 岡 京 市	浄土谷	1
大 山 崎 町	大山崎	6
井 手 町	多賀	68
笠 置 町	有市	34
計		184

【注意事項】

単位未満四捨五入の関係で、各計の集計は必ずしも総計に一致しない。

【施業方法】

1 伐採方法

(1) 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）とします。

(2) その他の森林にあつては、伐採種を定めません。

2 その他

(1) 伐採の限度及び植栽については、指定施業要件に指定されたとおりとします。

(2) 伐採については、知事許可が必要です。

落石防止保安林

(森林法第25条第1項第6号)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
笠 置 町	有市	0
計		0

【注意事項】

単位未満四捨五入の関係で、各計の集計は必ずしも総計に一致しない。

【施業方法】

1 伐採方法

(1) 緩傾斜地の森林その他落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐とします。

(2) その他の森林にあつては、禁伐とします。

2 その他

(1) 伐採限度及び植栽については、指定施業要件に指定されたとおりとします。

(2) 伐採については、知事許可が必要です。

保健保安林

(森林法第25条第1項第10号)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京 都 市	北区、左京区、右京区（京北細野）、西京区	1,125
宇 治 市	慎島町、志津川、宇治、広野町	137
城 陽 市	寺田	6
京 田 辺 市	薪	84
木 津 川 市	山城町平尾、山城町神童子	183
井 手 町	多賀	68
宇治田原町	南、郷野口、立川、湯屋谷、奥山田	449
笠 置 町	笠置	13
和 束 町	原山、湯船	462
亀 岡 市	旭町	218
南 丹 市	園部町大河内、美山町三埜、美山町河内谷	683
計		3,428

【注意事項】

単位未満四捨五入の関係で、各計の集計は必ずしも総計に一致しない。

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とします。
- (2) 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めません。
- (3) その他の森林にあつては、択伐とします。

2 その他

- (1) 伐採の限度及び植栽については、指定施業要件に指定されたとおりとします。
- (2) 伐採については、知事許可が必要です。

風致保安林

(森林法第 25 条第 1 項第 11 号)

単位 面積 : ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京 都 市	左京区、山科区、右京区、西京区	359
大 山 崎 町	大山崎	5
宇 治 市	宇治、東笠取	41
笠 置 町	笠置	18
南 丹 市	園部町大河内	1
計		424

【注意事項】

単位未満四捨五入の関係で、各計の集計は必ずしも総計に一致しない。

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐とします。
- (2) その他の森林にあつては、択伐とします。

2 その他

- (1) 伐採の限度及び植栽については、指定施業要件に指定されたとおりとします。
- (2) 伐採については、知事許可が必要です。

砂防指定地

区分：森林法施行規則第10条第1号
(砂防法、砂防指定地管理規則(京都府))

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京都市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、亀岡市、南丹市		21,494

【施業方法】

1 伐採方法

砂防設備のある溪流に直接影響のある森林、土砂崩壊流出のおそれのある森林及び地盤の不安定な森林にあつては、伐採に制限を受けます。

2 その他

伐採は、森林法による手続と砂防地管理規則(第4条)による知事許可が必要です。

史跡名勝天然記念物指定地域

区分：森林法施行規則第10条第4号
(文化財保護法)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京 都 市	嵐山、醍醐寺、比叡山	366
笠 置 町	笠置山	133
南 丹 市	瑠璃溪	10
計		509

【施業方法】

1 伐採方法

(1) 風致保存のため、特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐とします。

(2) その他の森林にあつては択伐とします。

(3) 更新については、絶えず林冠が閉鎖していることとします。

2 その他

(1) 伐採の限度及び植栽については、保存の要件に適合するものとします。

(2) 伐採については知事の許可が必要です。

(3) 施業する場合は文化庁長官の現状変更許可が必要です。

琵琶湖国定公園第2種特別地域

区分：森林法施行規則第10条第5号
(自然公園法)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京 都 市	八瀬	398
宇 治 市	宇治、志津川	288
宇治田原町	高尾、禪定寺	37
計		723

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 主伐は択伐とします。ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐することができます。
- (2) 国定公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区、単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は原則として単木択伐法によるものとします。
- (3) 伐期齢は、標準伐期齢以上とします。
- (4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。
- (5) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、国立公園部長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができます。
- (6) 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとします。
- (7) 皆伐する場合は、1伐区的面積を2ha以内とし、伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできません。

「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月2日付け34林野指第6417号）

2 その他

伐採は、森林法による手続と、自然公園法第20条による知事許可が必要です。

琵琶湖国定公園第3種特別地域

区分：森林法施行規則第10条第5号
(自然公園法)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京 都 市	一乗寺	50
宇 治 市	榎島町、宇治、白川、池尾、志津川	595
宇治田原町	高尾、禪定寺	275
計		920

【施業方法】

1 伐採方法

全般的な風致の維持を考慮することとします。

「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月2日付け34林野指第6417号）

2 その他

伐採は、森林法による手続と、自然公園法第20条による知事許可が必要です。

京都丹波高原国定公園第1種特別地域

区分：森林法施行規則第10条第5号
(自然公園法)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京 都 市	左京区久多下の町の一部	96
南 丹 市	美山町芦生、美山町田歌及び美山町三埜の各一部	2,264
計		2,360

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 禁伐とします。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐を行うことができます。
- (2) 単木択伐の伐期齢は、標準伐期齢に10年以上加えた林齢とします。
- (3) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とします。

「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月2日付け34林野指第6417号)

2 その他

伐採は、森林法による手続と、自然公園法(第20条)による知事許可が必要です。

京都丹波高原国定公園第2種特別地域

区分：森林法施行規則第10条第5号
(自然公園法)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京 都 市	左京区久多上の町の一部	120
南 丹 市	美山町芦生、美山町北及び美山町豊郷の各一部	1,424
計		1,544

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 主伐は択伐とします。ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐することができます。
- (2) 国定公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区、単独施設の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く)は原則として単木択伐法によるものとします。
- (3) 伐期齢は、標準伐期齢以上とします。
- (4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。
- (5) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、国立公園部長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができます。
- (6) 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとします。
- (7) 皆伐する場合は、1伐区的面積を2ha以内とし、伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできません。

「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月2日付け34林野指第6417号)

2 その他

伐採は、森林法による手続と、自然公園法第20条による知事許可が必要です。

京都丹波高原国定公園第3種特別地域

区分：森林法施行規則第10条第5号

(自然公園法)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京 都 市	左京区 大原大見町、大原尾越町、大原百井町、久多上の町、久多川合町、久多下の町、久多中の町、久多宮の町、花脊大布施町、花脊原地町、花脊別所町、花脊八樹町、広河原尾花町、広河原下之町、広河原杓子屋町、広河原菅原町及び広河原能見町の各一部 右京区 京北明石町、京北井戸町、京北宇野町、京北大野町、京北小塩町、京北柏原町、京北片波町、京北上黒田町、京北上弓削町、京北下宇津町、京北下熊田町、京北下黒田町、京北下町、京北周山町、京北芹生町、京北中地町、京北辻町、京北塔町、京北栃本町、京北鳥居町、京北中江町、京北灰屋町、京北初川町、京北比賀江町、京北細野町、京北宮町及び京北弓槻町の各一部	24,412
南 丹 市	日吉町天若、日吉町中、日吉町畑郷、日吉町四ツ谷、美山町安掛、美山町芦生、美山町荒倉、美山町和泉、美山町板橋、美山町内久保、美山町江和、美山町大野、美山町音海、美山町小淵、美山町檜原、美山町上平屋、美山町萱野、美山町河内谷、美山町北、美山町佐々里、美山町静原、美山町島、美山町下、美山町下平屋、美山町下吉田、美山町上司、美山町白石、美山町田歌、美山町高野、美山町知見、美山町鶴ヶ岡、美山町豊郷、美山町中、美山町長尾、美山町長谷、美山町野添、美山町原、美山町肱谷、美山町深見、美山町福居、美山町又林、美山町三埜、美山町南、美山町宮脇、美山町向山、美山町盛郷、八木町神吉上、八木町神吉下、八木町日置及び八木町氷所の各一部	28,402
計		52,814

【施業方法】

1 伐採方法

全般的な風致の維持を考慮することとします。

「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月2日付け34林野指第6417号)

2 その他

伐採は、森林法による手続と、自然公園法第20条による知事許可が必要です。

急傾斜地崩壊危険区域

区分：森林法施行規則第10条第9号

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京 都 市	丸山、ケシ山、沓掛、京北周山、京北上弓削、京北橋向、京北比賀江、京北細野、京北宮ノ辻、京北中地、京北宮、京北愛宕道、京北下黒田、松室	25
向 日 市	南山	2
大 山 崎 町	早稲田	1
宇 治 市	下居、西笠取	2
八 幡 市	男山、杉谷不動	1
京 田 辺 市	松井、天王、高船、岡村	7
木 津 川 市	山城町山口、山城町神童子、鹿背山、加茂町二本松、加茂町岡崎、加茂町上垣外、加茂町大野	12
井 手 町	清水、平山	1
宇治田原町	老中、西谷、石詰、立川、塩谷、中谷、茶屋谷	20
笠 置 町	南笠置、北笠置、下有市、有市、中村、湯谷、草畑	12
和 束 町	東垣内、東、射場、湯船、五ノ瀬、小杉、米山	8
精 華 町	乾谷、柘榴	1
南 山 城 村	南大河原	1
亀 岡 市	下矢田、平松	2
南 丹 市	園部町熊崎、園部町栄町、園部町天引、日吉町殿田、日吉町田原、日吉町殿田東、日吉町栃、日吉町殿田駅前、日吉町片野北、日吉町中佐々江、日吉町下佐々江	12
計		107

【施業方法】

1 伐採方法

指定区域内で斜面崩壊のおそれのある森林及び地盤の不安定な森林にあつては、伐採に制限を受けます。

2 その他

伐採は、森林法による手続と急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（第7条）による知事許可が必要です。

歴史的風土特別保存地区

区分：森林法施行規則第10条第7号

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京 都 市	寂光院、三千院、岩倉、神山、山科、西賀茂、上高野、松ヶ崎、瓜生山、曼荼羅山、双ヶ岡、稲荷山、醍醐、修学院、大文字山、清水、阿弥陀ヶ峰、泉涌寺、嵐山、小倉山、嵯峨野、御室・衣笠、上賀茂、金閣寺	2,861
計		2,861

【施業方法】

1 伐採方法

主伐は原則として択伐とする。皆伐による場合は、伐採後の成林が確実に認められるもの限り、伐採面積が1ha以下であることとします。

2 その他

伐採については京都市長の許可が必要です。

風致地区

区分：森林法施行規則第10条第8号

(都市計画法)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京 都 市	大枝大原野、本願寺、相国寺、鴨川、上賀茂、比叡山、東山、醍醐、西山、伏見桃山、嵯峨嵐山、北野、紫野、船山、鞍馬山、大原、西国	17,943
向 日 市	西国（向神社、西ノ丘、はり湖）	80
長 岡 京 市	西国（長岡天神、光明寺）	69
大 山 崎 町	西国（天王山）	93
宇 治 市	黄檗、三室戸、宇治	971
宇治田原町	宇治田原	145
計		19,301

【施業方法】

1 伐採方法

主伐は原則として択伐とします。皆伐による場合は伐採後の成林が確実に認められるもの限り、伐採面積が1haを超えないこととします。

2 その他

伐採は、森林法による手続と、京都府風致地区条例（第2条）による知事許可が必要（京都市、宇治市及び宇治田原町は各市町長の許可）です。

緑地保全地域

区分：森林法施行規則第10条第12号
(都市緑地法)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京 都 市	小塩山、善峰寺、吉田山、洛西中央	238
計		238

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 主伐は原則として択伐とします。
- (2) 皆伐による場合は、伐採後の成林が確実に認められるものに限り、伐採面積が1ha以下であることとします。

2 その他

伐採は、森林法による手続きと、都市緑地法（第8条）による知事の許可が必要です。

府歴史的な自然環境保全地域特別地区

区分：その他
(京都府環境を守り育てる条例)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京 都 市	花背原地町、大原野石作町、京北井戸町	31
八 幡 市	八幡	5
木 津 川 市	加茂町岩船、加茂町西小	2
宇 治 田 原 町	禅定寺	2
和 束 町	原山	13
計		53

【施業方法】

1 伐採方法

原則として禁伐とします。

ただし、自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐(択伐率は現在蓄積の10%以内)を行うことができます。

2 その他

伐採は、京都府環境を守り育てる条例（第76条）による知事の許可が必要です。

府自然環境保全地域特別地区

区分：森林法施行規則第10条第11号

(自然環境保全法、京都府環境を守り育てる条例)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京 都 市	広河原菅原町、京北上黒田町、下黒田町、宮町	36
計		36

【施業方法】

1 伐採方法

原則として禁伐とします。

ただし、自然環境に支障を及ぼすおそれがないもので、通常の管理行為又は軽易な行為などについてはこの限りではありません。

2 その他

伐採は、京都府環境を守り育てる条例（第76条）による知事の許可が必要です。

府自然公園第1種特別地域

区分：森林法施行規則第10条第5号

(自然公園法、京都府立自然公園条例)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
京 都 市	保津峡	29
笠 置 町	笠置山	8
亀 岡 市	保津峡	39
南 丹 市	るり溪	8
計		84

【施業方法】

1 伐採方法

(1) 禁伐とします。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐を行うことができます。

(2) 単木択伐の伐期齢は、標準伐期齢に10年以上加えた林齢とします。

(3) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とします。

2 その他

伐採は、森林法による手続と、京都府立自然公園条例（第19条）による知事許可が必要です。

府自然公園第2種特別地域

区分：森林法施行規則第10条第5号

(自然公園法、京都府立自然公園条例)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
笠 置 町	笠置山	4
南 丹 市	るり溪	13
計		17

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 主伐は択伐とします。ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐することができます。
- (2) 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区、単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は原則として単木択伐法によるものとします。
- (3) 伐期齢は、標準伐期齢以上とします。
- (4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。
- (5) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができます。
- (6) 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとします。
- (7) 皆伐する場合は、1伐区的面積を2ha以内とし、伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできません。

2 その他

伐採は、森林法による手続と、京都府立自然公園条例（第19条）による知事許可が必要です。

府自然公園第3種特別地域

区分：森林法施行規則第10条第5号

(自然公園法、京都府立自然公園条例)

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積
市 町 村	区 域	
笠 置 町	笠置山	7
計		7

【施業方法】

1 伐採方法

全般的な風致の維持を考慮することとします。

2 その他

伐採は、森林法による手続と、京都府立自然公園条例（第19条）による知事許可が必要です。

III (附) 參考資料

目 次

1 森林計画区の概況	
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	75
(2) 地況	76
(3) 土地利用の現況	77
(4) 産業別生産額	78
(5) 産業別就業者数	79
2 森林の現況	
(1) 齢級別森林資源構成表	80
(2) 制限林普通林別森林資源表	84
(3) 市町村別森林資源表	85
(4) 所有形態別森林資源表	86
(5) 制限林の種類別面積	87
(6) 樹種別材積表	88
(7) 特定保安林の指定状況	88
(8) 荒廃地等の面積	89
(9) 森林の被害	90
3 林業の動向	
(1) 保有山林面積規模別経営体数	91
(2) 森林経営計画の認定状況	92
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	93
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	94
(5) 林業経営体等の現況	97
(6) 林業労働力の概況	98
(7) 林業機械化の概況	99
(8) 作業路網等の整備の概況	99
4 林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）	
(1) 森林から森林以外への異動	100
(2) 森林以外から森林への異動	100
5 その他	
(1) 持続的伐採可能量	101

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積:ha 比率:%

区分	区域面積①	森林面積			森林比率 ②/①×100	
		総数②	国有林	民有林		
総数	222,284	157,969.57	2,676.90	155,292.67	71.1	
市 町 村 別 内 訳	京都市	82,783	60,986.66	1,610.94	59,375.72	73.7
	向日市	772	92.19	-	92.19	11.9
	長岡京市	1,917	786.14	-	786.14	41.0
	大山崎町	597	182.55	0.16	182.39	30.6
	宇治市	6,754	3,357.20	26.27	3,330.93	49.7
	城陽市	3,271	987.77	182.15	805.62	30.2
	八幡市	2,435	175.34	-	175.34	7.2
	京田辺市	4,292	1,287.38	68.20	1,219.18	30.0
	木津川市	8,513	3,084.98	115.27	2,969.71	36.2
	久御山町	1,386	20.03	-	20.03	1.4
	井手町	1,804	1,114.20	241.40	872.80	61.8
	宇治田原町	5,816	4,357.18	-	4,357.18	74.9
	笠置町	2,352	1,881.39	-	1,881.39	80.0
	和束町	6,493	4,945.71	-	4,945.71	76.2
	精華町	2,568	646.73	228.30	418.43	25.2
	南山城村	6,411	4,610.17	-	4,610.17	71.9
	亀岡市	22,480	15,277.37	145.36	15,132.01	68.0
	南丹市	61,640	54,176.58	58.85	54,117.73	87.9
	京都府全域 (本計画区占有率)	461,220 (48.2%)	342,407.38 (46.1%)	7,320.97 (36.6%)	335,086.41 (46.3%)	74.2

注1 森林面積は森林法第2条で定義された森林の面積を記載した。

注2 区域面積：国土地理院 令和3年度全国都道府県市区町村別面積調

注3 民有林：京都府森の保全推進課企画・計画係調べ

注4 国有林：京都府森の保全推進課企画・計画係調べ

(2)地 況
ア 気 候

観測所名	気温(°C)			年間降水量 (mm)	最高積雪量 (cm)	主風の方向
	最高	最低	年平均			
京 都	33.7	1.5	16.2	1,522.9	4	NE
花 脊 峠	-	-	-	-	-	
長 岡 京	-	-	-	1,559.1	-	
京 田 辺	33.4	-0.6	15.3	1,429.8	-	ESE
鷺 峰 山	-	-	-	-	-	
京 北	-	-	-	1,648.2	-	
園 部	32.8	-2.0	14.0	1,570.2	-	WNW
美 山	31.2	-1.5	13.0	1,808.3	26	NE

注 花脊峠及び鷺峰山では、通年観測（気温・降雨水量）の観測を実施していないため該当データがない。

気温、年間降水量及び最高積雪量：

気象庁 アメダス（地域気象観測システム）年・月別平均値（統計期間1991-2020）

※ 気象データの平均値は10年ごとに更新

風 向：気象庁 令和3年年報京都府の気象の最多風向

イ 地 勢

北部丹波地域は、丹波山地の700m前後の急峻な山地となっていますが、その大部分は森林で覆われ、北山林業に代表される磨丸太生産地を含む府内有数の木材生産地域となっています。平地は大堰川沿いに亀岡盆地等がわずかに見られる程度です。

中部は、桂川水系に属する京都盆地が広がり、なだらかな山々が連なる周囲の自然風景は様々な形で保全されています。

南部山城地域は、木津川の河谷の両側に、河岸段丘による平地や丘陵地形が広がり、滋賀県・奈良県・三重県境には、信楽山地・笠置山地が広がっています。

ウ 地質、土壌等

地質は、北部地域から中部地域にかけては、古生界秩父層群及び中・古生界丹波層群からなり、頁岩、粘板岩を主とし、砂岩、チャートが広く分布しています。桂川や園部川の周辺には一部沖積層及び段丘堆積層が見られ、亀岡市には新洪積層が僅かに点在しています。また、亀岡市千代川町及び同西別院町では花崗岩が見られ、同畑野町には流紋岩が分布しており、瑠璃溪の景勝を形成しています。

京都盆地から山城盆地の平地部では、沖積層が発達しており、山地は主として花崗岩、ホルンフェルスからなり、宇治市から宇治田原町にかけては、泥質岩、砂岩、チャート互層が見られます。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：1,000ha

区分	総数	森林	農地				その他		
			総数	うち田	うち畑	うち樹園地	総数	うち宅地	
総数	222.3	158.0	9.2	6.8	1.1	1.3	55.1	16.1	
市 町 村 別 内 訳	京都市	82.8	61.0	1.6	1.1	0.4	0.1	20.2	8.2
	向日市	0.8	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.6	0.3
	長岡京市	1.9	0.8	0.2	0.1	0.0	0.1	0.9	0.5
	大山崎町	0.6	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.1
	宇治市	6.8	3.4	0.6	0.6	0.0	0.0	2.8	1.2
	城陽市	3.3	1.0	0.3	0.2	0.0	0.1	2.0	0.6
	八幡市	2.4	0.2	0.3	0.2	0.1	0.0	1.9	0.6
	京田辺市	4.3	1.3	0.5	0.4	0.0	0.0	2.5	0.6
	木津川市	8.5	3.1	0.7	0.5	0.2	0.1	4.7	0.8
	久御山町	1.4	0.0	0.4	0.3	0.1	0.0	1.0	0.3
	井手町	1.8	1.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.6	0.1
	宇治田原町	5.8	4.4	0.2	0.1	0.0	0.2	1.2	0.2
	笠置町	2.4	1.9	0.0	0.0	0.0	-	0.5	0.0
	和束町	6.5	4.9	0.5	0.0	0.0	0.4	1.1	0.1
	精華町	2.6	0.6	0.2	0.2	0.0	0.0	1.8	0.4
	南山城村	6.4	4.6	0.3	0.1	0.0	0.2	1.5	0.1
	亀岡市	22.5	15.3	1.6	1.5	0.1	0.0	5.6	1.1
	南丹市	61.6	54.2	1.7	1.6	0.1	0.0	5.7	0.7
	京都府全域 (本計画区占有率)	461.2 48.2%	342.4 46.1%	18.4 50.0%	14.7 46.5%	2.1 53.6%	1.6 81.4%	100.4 54.9%	22.1 72.6%

注1 少数第2位以下は四捨五入を原則としたため、各数の計が総数に一致しない場合がある。

注2 総数－(森林＋農地総数)＝「その他・総数」とした。

注3 総数：国土地理院 令和4年全国都道府県市区町村別面積調より

注4 森林：京都府森の保全推進課企画・計画係調べ

注5 農地：2020年農林業センサス「土地」より

注6 その他：「うち宅地」は令和2年度京都府統計書（地目別土地面積より）

(4) 産業別生産額

単位 百万円

区 分		金 額	京 都 府 全 域 / (本計画区占有率)
総 生 産 額		9,205,687	10,766,100 / (86%)
第1次産業	総 額	20,222	35,876 / (56%)
	農 業	19,160	30,784 / (62%)
	林 業	1,047	2,052 / (51%)
	水 産 業	15	3,041 / (1%)
第 2 次 産 業		2,770,067	3,281,241 / (84%)
第 3 次 産 業		6,366,438	7,391,724 / (86%)
輸 入 税		159,272	186,268 / (86%)
(控除) 帰属利子及び消費税		110,312	129,010 / (86%)

注1 京都府企画統計課 令和元年度市町村民経済計算より

(5) 産業別就業者数

単位 人数：1,000人

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	分類不能	
		計	農業	林業	水産業				
総数	1,146.0	15.9	15.3	0.6	0.0	248.5	881.6	-	
市町村別内訳	京都市	741.1	5.7	5.4	0.3	0.0	148.5	586.9	-
	向日市	28.2	0.3	0.3	0.0	0.0	7.1	20.8	-
	長岡京市	39.7	0.4	0.4	0.0	-	10.5	28.8	-
	大山崎町	8.0	0.1	0.1	0.0	-	2.1	5.8	-
	宇治市	88.9	0.7	0.7	0.0	0.0	22.1	66.0	-
	城陽市	35.8	0.7	0.7	0.0	0.0	9.2	25.9	-
	八幡市	34.7	0.7	0.7	0.0	-	8.5	25.5	-
	京田辺市	34.5	0.7	0.7	0.0	-	8.0	25.8	-
	木津川市	37.3	1.2	1.2	0.0	0.0	7.4	28.6	-
	久御山町	8.0	0.6	0.6	0.0	-	2.6	4.8	-
	井手町	3.7	0.1	0.1	0.0	-	1.2	2.3	-
	宇治田原町	5.1	0.3	0.3	0.0	0.0	1.8	3.0	-
	笠置町	0.5	0.0	0.0	0.0	-	0.1	0.4	-
	和束町	1.7	0.4	0.4	0.0	-	0.4	1.0	-
	精華町	17.9	0.4	0.4	0.0	-	3.6	13.9	-
	南山城村	1.2	0.2	0.2	0.0	-	0.2	0.8	-
	亀岡市	44.5	2.0	1.9	0.0	0.0	11.3	31.2	-
南丹市	15.3	1.4	1.3	0.1	0.0	3.9	10.0	-	
京都府全域 (本計画区占有率)	1,296.7 88.4%	24.6 64.5%	23.1 66.3%	0.8 71.0%	0.7 3.2%	289.9 85.7%	982.2 89.8%	- 0.0%	

注1 令和2年国勢調査より

注2 総数と内訳の計等は、四捨五入のため一致しない場合があります。

2 森林の現況
(1) 齡級別森林資源構成表

淀川上流森林計画区 林種：全体

区	分	総数			齡級1			齡級2			齡級3			齡級4			齡級5			
		面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	
總	数	154,297	39,178,210	208,329	289	293	13	135	4,111	691	185	8,964	831	502	37,064	2,325	1,041	125,325	5,932	
	總数	150,796	39,178,210	208,329	289	293	13	135	4,111	691	185	8,964	831	502	37,064	2,325	1,041	125,325	5,932	
立	針	96,888	30,694,552	167,891	56			110	3,760	667	152	8,023	776	419	33,685	2,212	987	122,302	5,843	
	広	53,907	8,483,658	40,438	232	293	13	24	351	24	33	941	55	83	3,379	113	54	3,023	89	
人	總数	59,312	19,603,777	137,193	271	153		119	3,812	651	150	7,891	743	443	34,520	2,173	984	121,574	5,770	
	針	58,893	19,581,006	137,156	56			108	3,663	651	145	7,745	743	411	33,182	2,173	975	121,064	5,770	
工	広	420	22,771	37	214	153		11	149		5	146		32	1,338		9	510		
	總数	58,768	19,459,609	135,177	270	145		119	3,812	651	150	7,891	743	443	34,421	2,167	971	120,146	5,693	
林	針	58,365	19,437,982	135,175	56			108	3,663	651	145	7,745	743	411	33,083	2,167	962	119,636	5,693	
	広	403	21,627	2	214	145		11	149		5	146		32	1,338		9	510		
木	總数	544	144,168	2,016	1	8		0			0			1	99	6	13	1,428	77	
	針	527,78	143,024	1,981										1	99	6	13	1,428	77	
天	広	16,57	1,144	35	1	8		0												
	總数	91,483	19,574,433	71,136	18	140	13	16	299	40	35	1,073	88	59	2,544	152	58	3,751	162	
然	針	37,996	11,113,546	30,735	0			2	97	16	7	278	33	7	503	39	12	1,238	73	
	広	53,488	8,460,887	40,401	18	140	13	14	202	24	28	795	55	51	2,041	113	45	2,513	89	
地	總数	209	31,372	310				0	3		2	45	2	4	154	5	6	366	11	
	針	40	10,799	59										0	16		1	49	3	
林	広	169	20,573	251				0	3		2	45	2	3	138	5	6	317	8	
	總数	3,778	839,269	5,375																1
無	針	1,345	488,345	2,758																
	広	2,434	350,924	2,617																
地	總数	87,495	18,703,792	65,451	18	140	13	16	296	40	33	1,028	86	55	2,390	147	50	3,318	150	
	針	36,611	10,614,402	27,918	0			2	97	16	7	278	33	7	487	39	12	1,189	70	
竹	広	50,885	8,089,390	37,533	18	140	13	14	199	24	26	750	53	48	1,903	108	38	2,129	80	
	林	1,720																		
無	地	1,781																		
	林																			

2 森林の現況
(1) 齡級別森林資源構成表

淀川上流森林計画区 林種:全体

区	分	齡級6			齡級7			齡級8			齡級9			齡級10			齡級11		
		面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量
總	數	1,620	230,718	8,896	2,829	505,126	14,108	3,885	856,538	17,528	5,293	1,389,989	19,538	6,261	1,635,552	17,026	9,952	2,888,951	23,862
	總數	1,620	230,718	8,896	2,829	505,126	14,108	3,885	856,538	17,528	5,293	1,389,989	19,538	6,261	1,635,552	17,026	9,952	2,888,951	23,862
立	針	1,369	213,775	8,181	2,430	472,306	12,854	3,447	812,852	16,195	4,828	1,335,734	18,555	4,667	1,432,058	14,744	7,861	2,596,416	20,843
	広	251	16,943	715	399	32,820	1,254	438	43,686	1,333	465	54,255	1,013	1,594	203,494	2,282	2,091	292,535	3,019
人	總數	1,376	213,453	8,131	2,396	465,743	12,590	3,306	777,285	15,214	4,692	1,305,088	17,926	4,319	1,336,167	13,500	6,741	2,290,162	18,078
	針	1,355	212,061	8,100	2,380	464,238	12,587	3,302	776,791	15,213	4,685	1,304,204	17,926	4,312	1,335,190	13,500	6,733	2,288,981	18,078
工	広	21	1,392	31	17	1,505	3	5	494	1	7	884		8	977		9	1,181	
	總數	1,321	206,412	7,827	2,224	435,583	11,617	3,289	773,123	15,109	4,681	1,302,062	17,879	4,293	1,327,699	13,408	6,673	2,266,952	17,891
林	針	1,312	205,774	7,827	2,208	434,144	11,617	3,285	772,711	15,109	4,674	1,301,179	17,879	4,286	1,326,798	13,408	6,665	2,265,771	17,891
	広	9	638		16	1,439		4	412		7	883		7	901		9	1,181	
木	總數	55	7,041	304	173	30,160	973	17	4,162	105	11	3,026	47	27	8,468	92	68	23,210	187
	針	43	6,287	273	172	30,094	970	17	4,080	104	11	3,025	47	26	8,392	92	68	23,210	187
天	広	12	754	31	1	66	3	1	82	1	0	1		1	76				
	總數	243	17,265	765	433	39,383	1,518	579	79,253	2,314	601	84,901	1,612	1,941	299,385	3,526	3,211	598,789	5,784
然	針	14	1,714	81	51	8,068	267	146	36,061	982	143	31,530	599	355	96,868	1,244	1,128	307,435	2,765
	広	230	15,551	684	382	31,315	1,251	433	43,192	1,332	458	53,371	1,013	1,586	202,517	2,282	2,082	291,354	3,019
地	總數	16	1,065	46	16	1,346	54	9	1,207	31	10	1,245	17	10	1,475	14	33	4,611	59
	針				1	115	3	3	515	14	1	116	2	2	397	2	5	1,130	11
林	広	16	1,065	46	15	1,231	51	7	692	17	10	1,129	15	9	1,078	12	28	3,481	48
	總數	2	149	7	1	217	6	126	25,979	744	0	48	1	151	38,610	486	167	45,930	440
無	針				1	202	6	74	21,203	589	0	48	1	94	31,907	371	109	38,652	325
	広	2	149	7	0	15		52	4,776	155				58	6,703	115	58	7,278	115
立	總數	225	16,051	712	415	37,820	1,458	444	52,067	1,539	590	83,608	1,594	1,779	259,300	3,026	3,011	548,248	5,285
	針	14	1,714	81	49	7,751	258	69	14,343	379	142	31,366	596	259	64,564	871	1,014	267,653	2,429
竹	總數	211	14,337	631	367	30,069	1,200	375	37,724	1,160	448	52,242	998	1,520	194,736	2,155	1,996	280,595	2,856
	針																		
無	立																		

單位 面積:ha 蓄積:m³

2 森林の現況
(1) 齡級別森林資源構成表

淀川上流森林計画区 林種：全体

区	分	齡級12			齡級13			齡級14			齡級15			齡級16			齡級17		
		面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量
		数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数
總	總数	14,987	4,445,704	25,600	18,326	5,131,066	20,048	21,779	5,648,118	15,249	15,930	3,718,715	9,079	10,271	2,388,777	6,036	8,154	1,990,202	4,927
	針	14,987	4,445,704	25,600	18,326	5,131,066	20,048	21,779	5,648,118	15,249	15,930	3,718,715	9,079	10,271	2,388,777	6,036	8,154	1,990,202	4,927
	広	11,636	3,959,351	23,090	12,159	4,189,517	16,687	11,672	4,030,985	9,354	6,862	2,217,046	3,811	4,161	1,361,696	2,175	3,613	1,226,054	1,846
立	總数	3,351	486,353	2,510	6,167	941,549	3,361	10,107	1,617,183	5,895	9,068	1,501,669	5,268	6,110	1,027,081	3,861	4,540	764,148	3,081
	針	9,290	3,311,543	19,280	7,918	2,995,359	11,133	6,239	2,467,734	6,308	1,990	793,217	1,037	1,267	514,082	634	1,467	584,090	805
	広	9,282	3,310,341	19,280	7,912	2,994,483	11,133	6,222	2,464,971	6,308	1,961	787,956	1,037	1,265	513,741	634	1,455	581,975	805
人	總数	8	1,202		6	876		17	2,763		29	5,261		2	341		12	2,115	
	針	9,249	3,296,513	19,177	7,887	2,983,444	11,074	6,215	2,458,721	6,285	1,989	792,845	1,037	1,261	511,814	630	1,446	576,428	798
	広	9,241	3,295,311	19,177	7,882	2,982,568	11,074	6,198	2,455,958	6,285	1,960	787,584	1,037	1,259	511,473	630	1,435	574,395	798
工	總数	8	1,202		6	876		17	2,763		29	5,261		2	341		11	2,033	
	針	41	15,030	103	31	11,915	59	24	9,013	23	1	372		6	2,268	4	21	7,662	7
	広	41	15,030	103	31	11,915	59	24	9,013	23	1	372		6	2,268	4	20	7,580	7
林	總数	5,697	1,134,161	6,320	10,408	2,135,707	8,915	15,541	3,180,384	8,941	13,940	2,925,498	8,042	9,004	1,874,695	5,402	6,687	1,406,112	4,122
	針	2,354	649,010	3,810	4,247	1,195,034	5,554	5,451	1,565,964	3,046	4,901	1,429,090	2,774	2,896	847,955	1,541	2,158	644,079	1,041
	広	3,343	485,151	2,510	6,161	940,673	3,361	10,090	1,614,420	5,895	9,039	1,496,408	5,268	6,108	1,026,740	3,861	4,529	762,033	3,081
天	總数	15	2,545	13	24	3,874	19	17	2,656	9	11	2,170	6	13	3,408	10	10	1,994	8
	針	4	1,103	7	4	1,014	4	1	318		2	593		10	2,846	9	1	342	
	広	11	1,442	6	20	2,860	15	16	2,338	9	9	1,577	6	3	562	1	9	1,652	8
然	總数	470	99,945	774	457	100,483	593	676	147,601	660	293	64,327	278	168	41,343	156	275	59,580	264
	針	161	58,685	468	158	58,555	302	207	77,825	199	92	34,043	82	73	26,965	65	84	30,705	75
	広	310	41,260	306	299	41,928	291	469	69,776	461	200	30,284	196	95	14,378	91	191	28,875	189
地	總数	5,212	1,031,671	5,533	9,927	2,031,350	8,303	14,847	3,030,127	8,272	13,636	2,859,001	7,758	8,823	1,829,944	5,236	6,401	1,344,538	3,850
	針	2,189	589,222	3,335	4,084	1,135,465	5,248	5,242	1,487,821	2,847	4,807	1,394,454	2,692	2,813	818,144	1,467	2,073	613,032	966
	広	3,023	442,449	2,198	5,843	895,885	3,055	9,605	1,542,306	5,425	8,830	1,464,547	5,066	6,010	1,011,800	3,769	4,328	731,506	2,884
竹	總数																		
	針																		
無	總数																		
	針																		

単位 面積:ha 蓄積:m³

2 森林の現況
(1) 齡級別森林資源構成表

淀川上流森林計画区 林種：全体

区	分	齡級18			齡級19			齡級20			齡級21以上		
		面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量
		数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数
總	總数	6,412	1,559,228	4,091	6,046	1,548,223	3,787	4,730	1,347,277	2,617	12,169	3,718,269	6,145
	針	2,864	961,780	1,443	3,205	1,071,280	1,607	3,422	1,129,353	1,662	10,968	3,516,629	5,376
	広	3,549	597,448	2,648	2,841	476,943	2,180	1,308	217,924	955	1,201	201,640	769
立	總数	1,122	428,428	545	1,056	393,324	464	1,188	445,249	617	2,978	1,114,903	1,594
	針	1,121	428,364	545	1,052	392,768	464	1,188	445,156	617	2,973	1,114,132	1,592
	広	0	64		3	556		1	93		5	771	2
人	總数	1,088	415,878	523	1,046	389,953	461	1,180	442,033	614	2,974	1,113,734	1,593
	針	1,087	415,814	523	1,044	389,472	461	1,180	441,940	614	2,970	1,112,963	1,591
	広	0	64		3	481		1	93		5	771	2
工	總数	34	12,550	22	9	3,371	3	8	3,216	3	3	1,169	1
	針	34	12,550	22	9	3,296	3	8	3,216	3	3	1,169	1
	広				1	75							
林	總数	5,291	1,130,800	3,546	4,991	1,154,899	3,323	3,541	902,028	2,000	9,191	2,603,366	4,551
	針	1,742	533,416	898	2,153	678,512	1,143	2,234	684,197	1,045	7,995	2,402,497	3,784
	広	3,548	597,384	2,648	2,838	476,387	2,180	1,307	217,831	955	1,197	200,869	767
天	總数	0	85		2	361		3	921	2	7	1,841	4
	針	0	11		1	260		3	913	2	3	1,061	2
	広	0	74		1	101		0	8		5	780	2
然	總数	303	61,698	295	541	120,895	534	121	24,776	118	25	7,621	18
	針	70	26,398	64	168	64,685	166	29	10,945	27	24	7,527	18
	広	234	35,300	231	372	56,210	368	92	13,831	91	1	94	
地	總数	4,987	1,069,017	3,251	4,448	1,033,643	2,789	3,418	876,331	1,880	9,159	2,593,904	4,529
	針	1,673	507,007	834	1,983	613,567	977	2,202	672,339	1,016	7,968	2,393,909	3,764
	広	3,314	562,010	2,417	2,465	420,076	1,812	1,216	203,992	864	1,192	199,995	765
竹													
無													
立													
木													
地													

単位 面積:ha 蓄積:m³

(2) 制限林普通林別森林資源表

単位 面積：ha 蓄積：m³ 竹10束

区分	木											
	立						人					
	数						数					
	総数		針葉樹		広葉樹		総数		針葉樹		広葉樹	
総数	面積	154,766	97,006	53,896	59,136	225	58,591	58,382	209	544	528	17
	蓄積	39,232,365	30,723,906	8,508,459	19,608,045	22,783	19,463,877	19,442,238	21,639	144,168	143,024	1,144
	成長量	208,688	167,938	40,750	137,452	278	135,436	135,193	243	2,016	1,981	35
制限林	面積	69,878	43,453	25,333	28,323	113	28,057	27,959	98	266	251	14
	蓄積	17,847,043	13,789,871	4,057,172	9,346,394	13,404	9,297,481	9,284,951	12,530	48,913	48,039	874
	成長量	106,927	86,200	20,727	73,544	149	72,239	72,125	114	1,305	1,270	35
普通林	面積	84,888	53,563	28,563	30,813	113	30,534	30,424	111	279	277	2
	蓄積	21,385,322	16,934,035	4,451,287	10,261,651	9,379	10,166,396	10,157,287	9,109	95,255	94,985	270
	成長量	101,761	81,738	20,023	63,908	129	63,197	63,068	129	711	711	

区分	木												竹			
	立						天然						無立木地			
	数						数						数			
	総数		針葉樹		広葉樹		総数		針葉樹		広葉樹		天然生林		広葉樹	伐採跡地
総数	面積	91,766	38,096	53,670	40	169	3,778	1,345	2,434	87,778	36,711	51,067	2,018	28	1,990	
	蓄積	19,624,320	11,138,644	8,485,676	10,799	20,573	839,269	488,345	350,924	18,753,679	10,639,500	8,114,179				
	成長量	71,236	30,764	40,472	59	251	5,375	2,758	2,617	65,551	27,947	37,604				
制限林	面積	40,463	15,243	25,220	11	103	146	94	52	40,203	15,138	25,066	655	11	644	
	蓄積	8,500,649	4,456,881	4,043,768	2,976	12,766	35,338	26,935	8,403	8,449,569	4,426,970	4,022,599				
	成長量	33,383	12,805	20,578	20	157	105	64	41	33,101	12,721	20,380				
普通林	面積	51,303	22,853	28,450	30	66	3,632	1,250	2,382	47,575	21,573	26,002	1,363	17	1,345	
	蓄積	11,123,671	6,681,763	4,441,908	7,823	7,807	803,931	461,410	342,521	10,304,110	6,212,530	4,091,580				
	成長量	37,853.00	17,959.00	19,894.00	39.00	94.00	5,270.00	2,694.00	2,576.00	32,450.00	15,226.00	17,224.00				

(4) 所有形態別森林資源表

立木地

人工林

立木地

単位：面積：ha 材積：立m³、竹10束

区分	総数		人工林						立木地						竹林		無立木地													
	面積	材積	育成樹林		育成樹林		育成樹林		育成樹林		育成樹林		育成樹林		天然生林		総数	伐採跡地	未立木地											
			針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹														
総数	154,766.15	150,901.68	97,005.79	53,895.89	59,135.73	58,910.24	225.49	58,594.38	58,382.46	208.92	544.35	527.78	16.57	91,765.95	38,095.55	53,670.40	299.44	40.43	189.01	3,776.47	1,344.57	2,433.90	87,778.04	36,710.55	51,067.49	1,847.18	2,017.29	27.80	1,989.49	
面積	39,232.365	39,232.365	30,723,906	8,508,459	19,698,045	19,585,262	22,783	19,463,877	19,442,238	21,639	144,168	143,024	1,144	19,624,320	11,138,644	8,485,676	31,372	10,799	20,373	889,289	488,345	350,924	18,753,679	10,639,500	8,114,179	391,341	0	-	-	
材積	3,196.06	3,112.50	2,463.55	648.95	2,226.36	2,226.36	0.00	2,225.36	2,225.36	-	1.00	1.00	-	886.14	237.19	648.95	2.07	-	2.07	26.54	-	26.54	-	857.53	237.19	620.34	2.64	83.92	-	83.92
市町村所有林	870,295	870,295	764,861	105,434	693,917	693,917	0	693,689	693,689	-	228	228	-	176,378	70,944	105,434	171	-	171	4,750	-	4,750	-	171,857	70,944	106,513	404	0	-	-
市町村所有林	2,153.77	2,067.13	1,582.34	504.79	1,005.43	992.79	12.64	997.17	990.18	6.99	8.26	2.41	5.65	1,061.70	569.55	492.15	0.49	-	0.49	0.00	-	-	-	1,061.21	569.55	491.66	25.34	61.30	-	61.30
市町村所有林	535,827	535,827	456,106	79,723	290,436	289,448	988	289,676	289,024	642	760	414	346	245,391	166,658	78,723	57	-	57	0	-	-	-	245,334	166,658	78,676	3,082	0	-	-
財産区所有林	5,277.41	5,683.73	4,292.46	1,361.27	2,011.09	1,995.29	15.80	1,977.00	1,968.60	8.40	34.09	26.69	7.40	3,642.64	2,297.17	1,345.47	3.43	1.25	2.18	17.90	14.57	3.33	3,621.31	2,281.35	1,339.96	11.66	62.02	-	62.02	
財産区所有林	1,462,659	1,462,659	1,249,937	212,722	596,195	596,394	1,211	593,688	592,943	745	4,507	4,041	466	864,464	652,953	211,511	547	181	366	4,144	3,856	288	889,773	648,946	210,857	1,469	0	-	-	
私有林	143,685.91	140,068.32	88,687.44	51,380.88	53,892.85	53,695.80	197.05	53,394.85	53,198.32	193.53	501.00	497.48	3.52	86,175.47	34,991.64	51,183.83	208.45	39.18	164.27	3,734.03	1,330.00	2,404.03	82,237.99	33,622.46	48,615.53	1,807.54	1,810.05	27.80	1,782.25	
私有林	36,363,584	36,363,584	28,253,002	8,110,582	18,025,497	18,004,913	20,384	17,886,824	17,866,572	20,252	138,673	138,341	332	18,338,087	10,248,069	8,069,998	30,597	10,618	19,979	880,375	484,489	345,886	17,477,115	9,752,982	7,724,133	386,886	0	-	-	

注1 府立大学演習林のうち試験研究林(京都市123.76ha、南丹市402.76ha)は除く。

(5) 制限林の種類別面積

区分	保安林				砂防指定地	自然公園										急傾斜地崩壊危険区域	林業種苗法による特別母樹林	鳥獣保護区特別保護地区	史跡名勝天然記念物指定地域	府歴史的な自然環境保全特別地域	府自然環境保全地域特別地区	合計		
	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	その他保安林		国立公園					市立公園												計	
						特別保護地域	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定地域	小計	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定地域									小計
総数	36,452	16,877	380	4,036	57,744	21,494	-	-	-	-	2,360	2,268	53,734	-	56,002	84	18	7	-	509	53	36	136,053	
京都市	17,850	4,124	108	1,560	23,641	4,132	-	-	-	-	96	519	24,462	-	24,981	29	-	-	-	366	31	36	53,241	
向日市	5	-	0	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	
長岡京市	-	2	-	1	3	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	
大山崎町	-	5	-	11	16	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38	
宇治市	89	257	2	178	527	1,156	-	-	-	-	-	288	595	-	883	-	-	-	-	-	-	-	2,568	
城陽市	-	110	-	6	116	617	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	733	
八幡市	-	24	4	-	28	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	42	
京田辺市	84	34	1	84	203	128	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	338	
木津川市	67	594	2	183	846	1,824	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2,684	
久御山町	-	18	-	-	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	
井手町	-	97	1	136	234	894	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,128	
宇治田原町	534	777	35	449	1,795	258	-	-	-	-	-	37	275	-	312	-	-	-	-	-	20	2	2,387	
笠置町	-	483	2	65	549	545	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	4	7	-	133	-	-	1,259	
和束町	995	1,646	8	462	3,111	1,132	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	13	4,263	
精華町	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
南山城村	605	937	1	-	1,543	3,851	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,394	
亀岡市	664	3,246	41	218	4,169	4,736	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	-	-	-	-	-	-	8,945	
南丹市	15,558	4,524	175	684	20,942	2,167	-	-	-	-	2,264	1,424	28,402	-	29,826	8	13	-	-	10	-	-	52,978	

注1 単位未満四捨五入の関係で、各計の集計は必ずしも総計に一致しない。

注2 他の制限林と重複した面積で表示

(6) 樹種別材積表

単位 材積：m³

樹種 林種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	広葉樹	計
総 数	14,385,463	5,837,951	10,148,974	322,164	8,483,658	39,178,210
人工林	13,119,276	5,562,039	891,394	8,297	22,771	19,603,777
天然林	1,266,187	275,912	9,257,580	313,867	8,460,887	19,574,433

資料 京都府森の保全推進課企画・計画係

(7) 特定保安林の指定状況

指定地域なし

(8) 荒廃地等の面積

単位：ha

区 分	荒廃地 注1	荒廃危険地 注2	地すべり地 注2
総 数	600.56	5,516.86	25.00
京 都 市	36.68	990.90	-
向 日 市	0.18	3.00	-
長 岡 京 市	0.75	63.42	-
大 山 崎 町	0.37	26.10	-
宇 治 市	3.56	271.50	-
城 陽 市	0.30	21.38	-
八 幡 市	0.57	21.00	-
京 田 辺 市	3.28	8.46	-
木 津 川 市	12.49	235.86	-
久 御 山 町	-	-	-
井 手 町	6.82	6.09	-
宇 治 田 原 町	11.85	406.43	18.00
笠 置 町	102.55	233.00	-
和 束 町	125.11	227.31	-
精 華 町	0.16	26.00	-
南 山 城 村	162.27	544.98	-
亀 岡 市	34.62	758.25	7.00
南 丹 市	99.00	1,673.18	-

資料 京都府森の保全推進課森林土木係（令和4年3月31日現在）

注1 荒廃地は、山地保全（荒廃現況）調査要領（昭和63年9月22日付け63林野治第2551号林野庁長官通達）による荒廃現況調査の結果に基づく、溪流荒廃地域、崩壊地域、地すべり地域、特殊荒廃地域と判断した荒廃地のある地域をいう。

注2 荒廃危険地は、山地災害危険地区調査について（昭和53年7月17日付け53林野治第1817号林野庁長官通達）による山地災害危険地区調査の結果に基づく、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり発生並びに都道府県が山地災害危険地区調査以降の調査によって山地災害危険地と判断した地区をいう。

(9) 森林の被害

単位 面積：ha

種 年	類火			災気			象			害虫害(お/か/が/キ/ム)			虫害(スギ/カミギリ)			病			害獣害(クマ)			獣害(シカ)			獣害(ノウサギ)					
	度	元	数	2	3	元	2	3	元	2	3	元	2	3	元	2	3	元	2	3	元	2	3	元	2	3				
総	2.59	11.15	...	0.00	0.00	0.00	0.20	0.08	0.07	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.99	8.30	5.04	0.00	0.00	0.00	2.01	4.58	4.52	0.82	7.57	0.84	0.00	0.00	0.28	
京都市	0.71	7.38	0.05	0.05	0.03	5.79	4.41	2.62	0.01	0.50	2.52	0.72	7.47	0.74	0.28		
向日市			...																											
長岡京市			...																											
大山崎町			...			0.01	0.00	0.00															0.10	0.10	0.10					
宇治市		0.96	...			0.04	0.01	0.01						1.06	0.11	0.07														
城陽市			...											0.15	0.01	0.00														
八幡市			...					0.01						0.01																
京田辺市		0.86	...											0.34	0.00	0.00														
木津川市			...			0.01	0.01							1.16	0.01	0.00														
久御山町			...												0.00															
井手町			...			0.01								0.00	0.01	0.00														
宇治田原町		0.18	...			0.04		0.00						0.06	0.03	0.00														
笠置町			...			0.01								0.13	0.01	0.04														
和束町		0.02	...			0.01		0.01						3.14	2.42	0.79														
精華町			...			0.02		0.01						0.08		0.00														
南山城村			0.01	...		0.02		0.00						0.32	0.12															
亀岡市		0.15	2.7	...			0.01	0.00						0.92	0.74	0.44														
南丹市		0.67	0.1	...										2.83	0.43	1.08					2.00	4.08	2.00							

資料 火災一京都府統計書火災発生状況(府消防室)、なお火災による被害面積は年毎の集計とした。令和3年度は集計中。

その他一京都府森林の保全推進課モデルフォレスト推進係、森林技術センター

被害面積は実損面積とする。

3 林業の動向

(1) 保有山林面積規模別経営体数(林業経営体)

単位：経営体

区 分	計	保有山林なし	3ha未満	3～5ha	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100～500	500～1000	1000ha以上
総 数	385	11	3	43	82	72	30	40	45	47	5	3
京 都 市	180	2	1	19	40	36	16	23	21	17	3	2
向 日 市	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
長岡京市	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
大山崎町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇 治 市	4	2	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-
城 陽 市	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
八 幡 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京田辺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
木津川市	5	1	-	1	-	1	1	-	-	1	-	-
久御山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
井 手 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇治田原町	18	1	1	-	2	1	2	1	3	7	-	-
笠 置 町	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
和 束 町	10	1	-	1	2	1	1	1	1	1	-	1
精 華 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南山城村	5	1	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-
亀 岡 市	25	-	-	7	5	6	-	2	3	1	1	-
南 丹 市	134	3	-	15	32	25	9	13	16	20	1	-

資料 2020年農林業センサス

注 秘匿処理が含まれるため、規模別の内訳の合計と計が一致しない場合がある

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha

区分	総数		属地計画		うち属地/属人重複		属人計画	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
総数	107	27,280	89	22,716	7	74	18	4,638
京都市	66	9,455	59	8,169	5	26	7	1,312
向日市	0	0						
長岡京市	0	0						
大山崎町	0	0						
宇治市	1	135					1	135
城陽市	0	0						
八幡市	0	0						
京田辺市	0	0						
木津川市	2	333	1	300			1	33
久御山町	0	0						
井手町	1	78	1	78				
宇治田原町	4	197	2	65			2	132
笠置町	1	311	1	311				
和束町	0	0						
精華町	0	0						
南山城村	2	916	1	902			1	14
亀岡市	3	314	2	226			1	88
南丹市	27	15,541	22	12,665	2	48	5	2,924

資料 京都府森の保全推進課企画・計画係 令和4年度業務報告

注 面積の総数は重複分を除く

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 面積：ha

区 分	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総 数	32	114.95	0	0	
京 都 市	-	-	-	-	
向 日 市	-	-	-	-	
長 岡 京 市	-	-	-	-	
大 山 崎 町	-	-	-	-	
宇 治 市	-	-	-	-	
城 陽 市	-	-	-	-	
八 幡 市	-	-	-	-	
京 田 辺 市	-	-	-	-	
木 津 川 市	-	-	-	-	
久 御 山 町	-	-	-	-	
井 手 町	-	-	-	-	
宇治田原町	-	-	-	-	
笠 置 町	-	-	-	-	
和 束 町	4	3.17	-	-	
精 華 町	-	-	-	-	
南 山 城 村	16	7.84	-	-	
亀 岡 市	12	103.94	-	-	
南 丹 市	-	-	-	-	

京都府森の保全推進課企画・計画係調べ（令和4年3月31日現在）

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 森林組合

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

区分	組合名	組合員数	常勤役員 (※)	役数	出資金数 総	組合員所有 森林面積	備考
京都市	京都市	2,002		19	61,674	31,062	
	京北	962		13	88,236	12,740	
長岡京市	長岡京市	102		0	55	427	
宇治市	宇治市	244		0	845	1,545	
木津川市	山城町	631		3	805	558	
宇治田原町	宇治田原町	401		2	7,628	3,870	
笠置町	笠置町	121		1	897	732	
和束町	和束町	408		1	2,490	3,348	
南山城村	南山城村	303		1	2,492	1,133	
亀岡市	亀岡市	1,601		4	48,767	11,456	
南丹市	美山町	1,286		15	77,135	21,516	
	園部町	1,291		5	10,954	6,859	
	八木町	704		3	3,162	1,491	
	日吉町	989		18	68,308	9,602	
総数	14組合	11,045		85	373,448	106,339	

資料 京都府林業振興課林業経営強化係 令和2年度森林組合一斉調査
 ※常勤役員数は、同林業経営強化係調べ（令和3年6月20日現在）

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

イ 生産森林組合

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

区分	組合名	組合員数	常勤役員数	出資金総数	組合員所有森林面積	備考
京都市	山田	43	-	4,000	155	
	越畑	40	-	1,400	40	
	檜原	15	-	450	52	
宇治田原町	禅定寺	93	-	37,200	146	
	岩山	130	-	80,600	164	
	奥山田	108	-	78,840	366	
	湯屋谷	105	-	70,350	126	
	荒木	61	-	30,500	35	
	立川	156	-	78,000	192	
	郷之口	158	-	39,500	110	
	南区	267	-	93,450	364	
和束町	高尾	11	-	7,700	73	
	白栖	62	-	12,400	133	
	石寺	52	-	10,400	70	
	南	35	-	8,750	42	
	杣田	89	-	17,800	66	
	門前	60	-	7,800	117	
	園	43	-	6,450	66	
亀岡市	別所	57	-	7,410	92	
	中	30	-	680	29	
	寺	55	-	915	148	
	柿花	16	-	968	19	
	大内	50	-	5,000	27	
	佐伯大城山	85	-	38,250	40	
野条	105	-	44,220	176		

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

イ 生産森林組合

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

区分	組合名	組合員数	常勤役員数	出資金総数	組合員所有森林面積	備考
南丹市	南八田	37	-	814	10	
	埴生	61	-	186	99	
	大河内	36	-	2,200	205	
	中口人	22	-	5,550	34	
	八木町野条	32	-	1,110	30	
	八木町南北広瀬	70	-	6,200	13	
	八木町刑部	35	-	4,200	14	
	佐切	14	-	8,800	32	
	河原町	21	-	8,400	1	
	中世木中谷	9	-	9,300	10	
	穴人	59	-	8,820	81	
	城南町	39	-	5,070	7	
	野添	23	-	4,600	59	
	川谷	30	-	8,610	585	
	向山	18	-	5,400	144	
	大野	64	-	21,120	85	
	萱野	15	-	8,000	100	
檜原	23	-	690	15		
総数	43組合	2,534	-	792,103	4,372	

資料 京都府林業振興課林業経営強化係 令和2年度森林組合一斉調査

(5) 林業経営体等の現況

単位：団体数、経営体

区 分	計	木材・木製品製造業			林業経営体			
		小 計	製造業	その他	林業経営体数	過去1年間に林産物の販売を行った	素材生産を行った	林業の作業受託を行った
京 都 市	282	102	24	78	180	51	29	22
向 日 市	5	4	2	2	1	X	X	X
長 岡 京 市	2	1	1	-	1	X	X	X
大 山 崎 町	-	-	-	-	-	-	-	-
宇 治 市	11	7	-	7	4	-	-	2
城 陽 市	2	1	1	-	1	X	X	X
八 幡 市	8	8	4	4	-	-	-	-
京 田 辺 市	1	1	1	-	-	-	-	-
木 津 川 市	6	1	-	1	5	2	-	-
久 御 山 町	7	7	2	5	-	-	-	-
井 手 町	1	1	1	-	-	-	-	-
宇治田原町	19	1	-	1	18	2	3	2
笠 置 町	1	-	-	-	1	X	X	X
和 束 町	10	-	-	-	10	-	-	1
精 華 町	-	-	-	-	-	-	-	-
南 山 城 村	5	-	-	-	5	2	2	4
亀 岡 市	35	10	8	2	25	1	1	-
南 丹 市	144	10	8	2	134	33	22	7
総 数	539	154	52	102	385	91	57	38

資料1 「木材・木製品製造業」は令和2年京都府統計書 工業統計調査

資料2 「林業のみを行っている経営体」は、2020年農林業センサス

(6) 林業労働力の概況

単位：人

区 分	労働者数			年 齢 別							年間就労日数別			
	総数	男	女	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	30～59日	60～149日	150～239日	240日以上
京 都 市	125	120	5	2	19	16	33	31	8	16	21	22	23	59
向 日 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長岡京市	4	4	-	-	1	3	-	-	-	-	1	-	1	2
大山崎町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇 治 市	5	5	-	-	-	2	2	1	-	-	-	-	1	4
城 陽 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八 幡 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京田辺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
木津川市	2	2	-	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	1
久御山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
井 手 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇治田原町	20	20	-	-	1	2	4	6	6	1	8	7	3	2
笠 置 町	2	2	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-
和 束 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
精 華 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南山城村	21	21	-	-	-	2	1	4	8	6	5	16	-	-
亀 岡 市	16	16	-	-	-	3	8	4	-	1	-	-	2	14
南 丹 市	84	82	2	-	10	13	20	22	9	10	7	12	41	24
総 数	279	272	7	2	31	43	70	68	31	34	45	57	71	106

資料 京都府林業振興課林業経営強化係 令和4年版京都府林業統計（林業労働力実態調査）

(7) 林業機械化の概況

単位 台数：機

区分	集材機		運材車		チェーンソー	刈払機	動力枝打機		モノレール	フェラーバンチャ	プロセッサ	ハーベスタ	フォワード	タワーヤーダ	スイングヤーダ	その他の高性能林業機械	グラップルソー
	小型	大型	小型				自動木登式	左記以外									
	10ps未満	10ps以上	20ps未満	20ps以上													
総数	44	49	100	19	2,566	3,619	33	10	44	-	8	16	24	-	3	22	10
京都市	11	17	35	10	1,067	697	17	10	44	-	1	8	10	-	-	3	1
向日市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長岡京市	-	-	-	-	14	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大山崎町	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇治市	3	-	8	-	85	42	4	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-
城陽市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八幡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京田辺市	-	-	-	-	10	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
木津川市	-	-	25	-	121	62	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久御山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
井手町	-	4	-	-	13	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
宇治田原町	-	2	2	-	85	56	-	-	-	-	-	-	4	-	-	10	-
笠置町	-	-	-	-	40	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和東町	3	1	2	-	130	507	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
精華町	-	-	-	-	5	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南山城村	4	-	20	-	105	65	3	-	-	-	1	-	1	-	-	2	-
亀岡市	3	-	2	1	10	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南丹市	20	25	6	8	879	2084	7	-	-	-	5	8	8	-	3	7	6

資料 京都府森林技術センター 令和4年版京都府林業統計（林業機械調査）

(8) 作業路網等の整備の概況

作業道は、市町村・林業事業体・個人が林業経営をより効率的に行うため開設されており、今後、森林整備の多様化が推進されていることから、今後も林道の整備と併せた作業路網の整備を進める必要がある。

4 林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）

（1）森林から森林以外への異動

（H30～R 4）単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施 設用地	採石採土地	道路敷	住宅、別 荘、工場等 建物敷地及 びその附帯 地	その他	合計
0	-	1	15	3	0	20

注 令和4年度は、最近4年間の平均とした。

（2）森林以外から森林への異動

（H30～R 4）単位 面積：ha

原野	農用地	その他	合計
-	0	0	0

注 令和4年度は、最近4年間の平均とした。

5 その他

(1) 持続的伐採可能量

ア 主伐上限量の目安（年間）

単位 材積：m³

主伐（皆伐）上限量の目安
275,958

イ 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：%、材積：千m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	276	84	360
90	248		332
80	221		305
70	193		277
60	166		250
50	138		222
40	110		194
30	83		167
20	55		139
10	28		112

淀川上流地域森林計画書
(淀川上流森林計画区)

令和4年12月28日

発行：京都府（農林水産部森の保全推進課）
〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-5016 FAX：075-414-5010

